

第7回太良町議会（定例会第4回）

令和元年12月6日～12月13日

議 案

令和元年第7回太良町議会（定例会第4回）

会期（案）

会 期 8日間（12月6日～12月13日）

日次	月日	曜	種別	開会時刻	摘 要
第1日	12. 6	金	本会議	9時30分	開会・会議録署名議員の指名 会期の決定・諸般の報告 議員派遣の件・行政報告 議案一括上程 町長の提案理由の説明 委員長報告
第2日	12. 7	土	休 会	—	
第3日	12. 8	日	休 会	—	
第4日	12. 9	月	（ 議 案 調 査 ）		
第5日	12.10	火	本会議	9時30分	一 般 質 問
第6日	12.11	水	（ 議 案 調 査 ）		
第7日	12.12	木	（ 議 案 調 査 ）		
第8日	12.13	金	本会議	9時30分	議案審議・討論・採決・閉会

令和元年第7回太良町議会（定例会第4回）

議事日程第1号

第1日目

12月6日（金）

午前9時30分開議

日 程	件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	諸般の報告について
日程第 4	議員派遣の件について
日程第 5	行政報告について
日程第 6	議案一括上程 町長提案 議案第60号～議案第77号 町長の提案理由の説明
日程第 7	委員長報告 総務常任委員会（行政視察） 経済建設常任委員会（行政視察および所管事務調査）

提出議案目録

- 議案第60号 太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 議案第62号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第63号 太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第65号 指定管理者の指定について
- 議案第66号 指定管理者の指定について
- 議案第67号 指定管理者の指定について
- 議案第68号 指定管理者の指定について
- 議案第69号 指定管理者の指定について
- 議案第70号 指定管理者の指定について
- 議案第71号 指定管理者の指定について
- 議案第72号 第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画について
- 議案第73号 平成31年度太良町一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第74号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第75号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第76号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 議案第77号 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算(第1号)について

上記のとおり

令和元年12月6日

太良町長 永 淵 孝 幸

議 員 派 遣 の 報 告

令和元年12月6日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣したので報告する。

1 令和元年度 町村議会議員研修「地方分権と自治体の行政改革」

- (1) 目 的 地方分権の進展のために必要となる議員や議会に求められる役割について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期 間 令和元年10月23日～25日
- (4) 派遣議員 竹下議員

議 員 派 遣 の 件

令和元年12月6日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第123条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

1. 第22回 市町行政講演会

- (1) 目 的 地方自治体に携わるものとしての職務遂行に必要な知識および諸情報を取得して、更なる活性化を図り住民福祉の向上に資する。
- (2) 派遣場所 佐賀市文化会館
- (3) 期 間 令和2年1月24日
- (4) 派遣議員 全議員

2. 令和元年度町村議会議員研修「防災と議員の役割」

- (1) 目 的 地震や集中豪雨等による災害に備え、平時からの防災に対する心構えや地域での連携について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期 間 令和2年1月9日～10日
- (4) 派遣議員 山口議員

3. 令和元年度町村議会議員研修「自治体財政の見方」

- (1) 目 的 健全化判断比率等の各財政指標の概要や財政指標分析の手法について学び、議員としての資質向上に資する。
- (2) 派遣場所 滋賀県大津市「全国市町村国際文化研修所」
- (3) 期 間 令和2年1月22日～23日
- (4) 派遣議員 松崎議員

議案第60号

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する条例を
次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の
一部を改正する条例(案)

太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例(平成3年太良町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に、「同条同項第8号」を「同条同項第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年1月1日から適用する。

(提案理由)

地方税法等の一部改正により、太良町災害被害者に対する町税の減免に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、この案を提出する。

議案第61号

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定
したいので、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第
29号）の施行により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入される
ことに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める条例
の制定が必要となるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項
第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第16条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第17条—第25条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第26条・第27条）

第5章 雑則（第28条—第31条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類及び適用範囲は、行政職給料表（別表第1）に定めるところによる。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 太良町職員の給与に関する条例（昭和30年太良町条例第7号。以下「給与条例」という。）第6条及び第7条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第8条 給与条例第10条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第9条 給与条例第12条第1項、第3項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第12条第3項	勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間
第12条第5項	勤務時間条例第3条第1項、第4条、第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日

（休日勤務手当）

第10条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与条例規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 13 条	勤務時間条例第 3 条第 1 項又は第 4 条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間条例第 9 条に規定する祝日法による休日	太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年太良町条例第 5 号。）第 9 条に規定する祝日法による休日
	勤務時間条例第 3 条及び第 4 条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日
	において、正規の勤務時間	において、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）

（夜間勤務手当）

第 11 条 給与条例第 14 条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第 12 条 給与条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前項において準用する給与条例第 16 条第 1 項及び第 2 項の勤務は、第 9 条において準用する給与条例第 12 条第 1 項、第 10 条において準用する給与条例第 13 条及び前条において準用する給与条例第 14 条の勤務には含まれないものとする。

（端数計算）

第 13 条 第 16 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額並びに第 9 条において準用する給与条例第 12 条、第 10 条において準用する給与条例第 13 条及び第 11 条において準用する給与条例第 14 条の規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第 14 条 給与条例第 17 条から第 17 条の 3 までの規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が 6 月に満たないフルタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度

任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 第9条において準用する給与条例第12条、第10条において準用する給与条例第13条及び第11条において準用する給与条例第14条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び12月29日から翌日の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）に係る勤務時間を考慮して町長が定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

- 第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。）とする。
- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額とする。

(時間外勤務に係る報酬)

第18条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、時間外勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する時間外勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤

務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

- (1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50
（休日勤務に係る報酬）

第19条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務に係る報酬）

第20条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、夜間勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する夜間勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

（報酬の端数計算）

第21条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前3条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第22条 給与条例第17条から第17条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給

料及び扶養手当の月額合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第23条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第24条 第18条から第20条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日及び年末年始の休日に係る勤務時間を考慮して町長が定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

- 2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額
(報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条の2第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は職員の旅費に関する条例(昭和31年太良町条例第5号)の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第28条 給与条例第4条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(退職者の給与)

第30条 退職者は、退職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

別紙

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級
号給	給料月額
	円
1	145,000
2	146,200
3	147,400
4	148,500
5	149,600
6	150,800
7	151,900
8	153,000
9	154,100
10	155,500
11	156,900
12	158,200
13	159,500
14	161,000
15	162,600
16	164,200
17	165,500
18	167,000
19	168,600
20	170,100
21	171,500
22	174,300
23	176,900
24	179,600
25	182,300
26	184,000

別紙

27	185,700
28	187,300
29	188,700
30	190,500
31	192,200
32	193,800
33	195,400
34	196,800
35	198,200
36	199,600
37	200,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第5条関係）

等級基準職務表

行政職給料表 等級基準職務表

職務の級	職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務

議案第62号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

(提案理由)

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行に伴い、関係条例を整備するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例（案）

（太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第1条 太良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年太良町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和30年太良町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

（職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第3条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和30年太良町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条中「合計額」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年太良町条例第●号）第18条第1項から第3項までに規定する報酬の額）」を加える。

（太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第4条 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年太良町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第30条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（太良町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 太良町職員の育児休業等に関する条例（平成4年太良町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して管理者が定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は

当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当する場合(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1

歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として管理者が定める場合に該当する場合

第7条第1項中「している職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第18条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して管理者が定める非常勤職員

第19条に次の1項を加える。

- 3 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して支給する。

第20条中「職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第●号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第17条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額

(太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年太良町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第2条及び第3条第2項中「事務嘱託員等」を「生産組合長」に改める。

別表を次のように改める。

区分		報酬額	旅費額
教育委員会	教育長職務代理者	年額 252,200円	副町長の受ける旅費相当額
	委員	年額 243,600円	〃
選挙管理委員会	委員長	年額 104,400円	〃
	委員	年額 71,000円	〃
監査委員	議会議員	年額 260,000円	〃
	識見を有する者	年額 420,000円	〃
農業委員会	会長	基本給 年額 285,700円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	〃
	会長職務	基本給 年額	〃

	代理者	235,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	
	委員	基本給 年額 213,800円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	〃
	農地利用 最適化推 進委員	基本給 年額 168,000円 能率給 予算の範囲内で町長が定める額	〃
固定資産評価審査委員会 委員		日額 4,000円	〃
太良町振興計画審議会委員		日額 4,000円	〃
太良町民生委員推薦会委員		日額 4,000円	〃
太良町公民館運営審議会委員		日額 4,000円	〃
太良町青少年問題協議会委員		日額 4,000円	〃
太良町防災会議委員		日額 4,000円	〃
国民保護協議会委員		日額 4,000円	〃
町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員		日額 4,000円	〃
山林運営委員会委員		日額 4,000円	〃
町立太良病院運営委員会委員		日額 4,000円	〃

別紙

太良町社会教育委員	日額 4,000円	〃
太良町育英学生審査委員会委員	日額 4,000円	〃
太良町簡易水道事業運営委員会委員	日額 4,000円	〃
太良町特別職報酬等審議会委員	日額 4,000円	〃
太良町教育支援委員会委員	日額 4,000円	〃
太良町健康づくり推進協議会委員	日額 4,000円	〃
太良町文化財保護審議会委員	日額 4,000円	〃
選挙長	日額 10,800円	〃
投票所の投票管理者	日額 12,800円	〃
期日前投票所の投票管理者	日額 11,300円	〃
開票管理者	日額 10,800円	〃
投票所の投票立会人	日額 10,900円	〃
期日前投票所の投票立会人	日額 9,600円	〃
開票立会人	日額 8,900円	〃
選挙立会人	日額 8,900円	〃
多良・大浦小中学校校医、 歯科医	年額 215,200円	行政職3級職員の受ける旅費相当額
多良・大浦小中学校薬剤師	年額 43,200円	〃
太良町スポーツ推進委員	年額 33,300円	行政職2級職員の受ける旅費相当額
太良町行財政調査委員会委員	日額 4,000円	副町長の受ける旅費相当額
太良町献血推進協議会委員	日額 4,000円	〃

青少年指導員	月額 120,600円	行政職3級職員の受ける旅費相当額
太良町消防賞じゅつ金等 審査委員会委員	日額 4,000円	副町長の受ける旅費相当額
太良町予防接種健康被害 調査委員会委員	日額 4,000円	〃
太良町防犯推進協議会委 員	日額 4,000円	〃
太良町防犯推進員	日額 4,000円	〃
太良町情報公開・個人情報 保護審査会委員(弁護士)	日額 10,000円	〃
〃(その他)	日額 4,000円	〃
太良町教育委員会評価委 員	日額 4,000円	行政職3級職員の受ける旅費相当額
太良町教育環境整備検討 委員会委員	日額 4,000円	副町長の受ける旅費相当額
太良町子ども・子育て会議 委員	日額 4,000円	〃
太良町いじめ問題等発生 防止支援委員会委員(弁護 士)	日額 10,000円	〃
〃(その他)	日額 4,000円	〃
地域公共交通会議委員(大 学教授)	日額 8,000円	〃
〃(その他)	日額 4,000円	〃

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 職員の給与に関する条例(昭和30年太良町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第20条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の給与)

第20条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊

別紙

性等を考慮して、別に条例で定める。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第8条 職員の旅費に関する条例(昭和31年太良町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「職員」の次に「(非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を除く。以下同じ。)」を加え、同条第3項中「行政職給料表」の次に「及び太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第●号)第4条に規定する給料表」を加える。

(太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 太良町水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和46年太良町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用水道企業職員の給与)

第18条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される水道企業職員(次項において「会計年度任用水道企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される水道企業職員 報酬、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される水道企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 会計年度任用水道企業職員の給与の基準については、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第●号)の規定を準用する。

(町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 町立太良病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年太良町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第24条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用町立太良病院企業職員の給与)

第24条の2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される町立太良病院企業職員(次項において「会計年度任用町立太良病院企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

別紙

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される町立太良病院企業職員 報酬、休日勤務手当、宿日直手当及び期末手当
 - (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される町立太良病院企業職員 給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当
- 2 会計年度任用町立太良病院企業職員の給与の基準については、太良町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年太良町条例第●号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第63号

太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町水道事業給水条例の一部を改正する条例（案）

太良町水道事業給水条例（平成10年太良町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第36条の表を次のように改める。

種別	単位	手数料	納入者	納入時期
設計審査手数料	1工事につき	1,000円	申込者	設計書交付の際
竣工検査手数料	1工事につき	10,000円	申込者	竣工検査申請の際
指定工事店登録手数料	1件につき	10,000円	申請者	登録申請の際
指定工事店更新手数料	1件につき	8,000円	申請者	更新申請の際
督促手数料	1通	100円	水道使用者	水道料金納入時

第39条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の登録が5年での更新制となり、更新時の手数料の新設が必要となったため、この案を提出する。

議案第64号

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

太良町簡易水道給水条例の一部を改正する条例（案）

太良町簡易水道給水条例（平成10年太良町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第36条の表を次のように改める。

種別	単位	手数料	納入者	納入時期
設計審査手数料	1工事につき	1,000円	申込者	設計書交付の際
竣工検査手数料	1工事につき	10,000円	申込者	竣工検査申請の際
指定工事店登録手数料	1件につき	10,000円	申請者	登録申請の際
指定工事店更新手数料	1件につき	8,000円	申請者	更新申請の際
督促手数料	1通	100円	水道使用者	水道料金納入時

第39条中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の登録が5年での更新制となり、更新時の手数料の新設が必要となったため、この案を提出する。

議案第65号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町農村公園	太良町大字多良 8972 番地 大川内区 区長 辻 正一	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町農村公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第66号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町健康の森公園	太良町大字多良 3217 番地 3 太良町森林組合	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町健康の森公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第67号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
竹崎城址展望台公園	太良町大字多良 4177 番地 森川造園	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、竹崎城址展望台公園の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第68号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売 飲食施設「たらふく館」 及び「たらふく館別館」	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「たらふく館」及び「たらふく館別館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第69号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永淵孝幸

記

施設の名 称	指定する団体	指定の期間
太良町活性化センター	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 特定非営利活動法人 たらふく館	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町活性化センターの指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第70号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町特産品等展示販売 飲食施設「漁師の館」	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 漁師の館運営協議会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、太良町特産品等展示販売飲食施設「漁師の館」の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第71号

指定管理者の指定について

次の施設の指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

記

施設の名称	指定する団体	指定の期間
太良町観光案内所	太良町大字伊福甲 3488 番地 2 太良町観光協会	令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで

(提案理由)

太良町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条の規定により、太良町観光案内所の指定管理者の候補者を選定したので、この案を提出する。

議案第72号

第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画について

第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画を別紙のとおり策定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による太良町議会基本条例（平成25年太良町条例第15号）第11条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

（提案理由）

第4次太良町総合計画の計画期間が令和2年3月をもって終了することに伴い、令和2年度から令和9年度までの計画期間を8年とする第5次太良町総合計画基本構想及び基本計画を策定するため、地方自治法第96条第2項の規定による太良町議会基本条例第11条第1項の規定により、この案を提出する。

第 5 次太良町総合計画

(令和 2 年度～令和 9 年度)

佐賀県太良町

内容

第1部 序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の趣旨.....	2
2. 計画の位置づけと役割.....	3
3. 計画の構成と期間.....	4
第2章 太良町の現状.....	6
1. 社会潮流.....	6
2. 統計からみる太良町の現状.....	8
3. アンケート調査の結果からみる太良町の現状.....	12
4. 町民ワークショップの結果からみる太良町の特徴.....	14
5. 太良町の特徴と課題.....	16
第2部 基本構想	17
第1章 太良町の将来像.....	18
1. 基本理念.....	18
2. 将来像.....	19
3. 人口、世帯数の推計.....	20
第2章 基本目標.....	22
1. 施策の体系.....	22
第3部 基本計画	28
(重点)「つながり」を創るチカラ.....	29
観光の振興.....	30
移住・定住の促進.....	32
各産業の後継者の育成.....	34
公共交通・道路の整備.....	36
地域のつながりの醸成とコミュニティ支援.....	39
庁内組織の改革.....	41
1. 自然環境を守るチカラ.....	43
自然環境の保全.....	44
持続可能な環境に配慮する社会の構築.....	46
住みよい居住環境の整備.....	49
美しい景観づくり.....	51
2. 産業を発展させるチカラ.....	53
農林業の振興.....	54
水産業の振興.....	57
商工業の振興.....	59
ブランド化の推進.....	61
雇用の促進.....	63

3. 人をそだてるチカラ.....	65
子育て環境の向上.....	66
教育環境の充実.....	69
太良町の歴史・文化の保存・教育の推進.....	72
青少年健全育成の充実.....	74
生涯学習・社会教育の推進.....	76
スポーツの振興.....	78
多様性のある人権社会の実現.....	80
4. 暮らしを守るチカラ.....	82
健康づくりの推進.....	83
保健・医療体制の充実.....	86
高齢者福祉の充実.....	88
障がい者福祉の充実.....	91
地域福祉の充実.....	94
社会保障の充実.....	97
消防・防災の充実.....	99
交通安全・防犯の充実.....	102
5. 地域のチカラ.....	105
協働の推進.....	106
効率的自治体経営.....	108
男女共同参画社会の推進.....	111

第1部 序論

第1章 総合計画の策定にあたって

日本の人口が減少していくことは不可避の状況となっています。太良町においては、人口減少の危機が全国的に叫ばれる前から、人口が減少しており、今後その傾向が続くと予想されています。人口減少が不可避な状況において、どうすれば持続可能なまちを作ることができるのでしょうか。言いかえると、どうすれば未来の子どもたちに太良町を残すことができるのでしょうか。総合計画を策定するにあたり、こうした問題を考えることは避けて通れません。未来の子どもたちに太良町を残すことを究極の理念として、本計画を策定します。

1. 計画策定の趣旨

●●総合計画をめぐる動き

2011(平成 23)年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、基本構想、基本計画などから構成される総合計画について、市町村の自主性および自立性を高め、創意工夫を期待する観点から見直されたものです。

このため、各自治体において総合計画のあり方(位置づけ、役割)を自ら設定する必要があります。

●●策定の背景

近年の社会情勢においては、少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来、地方創生や地域活性化の重要性の高まりなど、我が国や本町を取り巻く社会経済情勢は変化し続けています。

特に、人口減少については、生産年齢人口(15～64歳)の減少など、人口構造の変化を伴うものであり、地域経済規模の縮小や社会保障関係費の増大等、地域経済や行政運営に大きく影響を及ぼすものであり、今後の地方自治体を取り巻く環境は、一層厳しいものとなることが予想されます。

●●第5次総合計画策定の趣旨

このような背景を踏まえ、今日においては、地方が自ら有する経営資源や地域特性を最大限に活用して、「自立した地域づくり」を進めていくことが求められています。今回の第5次太良町総合計画は、これまでの行財政運営の基盤と仕組みの整理はもちろん、町が有する地域の特性や強み、誇りや愛着を町民が再確認することを通じて、町の地力を高め、自立した持続可能なまちとなることを目的として策定します。

2. 計画の位置づけと役割

●●計画の位置づけ

本計画は、まちづくりを進めるうえで最も上位に位置づけられる計画であり、まちづくりの目標とその実現に向けた方策を示しています。

●●計画の役割

本計画は、まちづくり全般にわたる内容となっており、いわゆるまちづくりの総合的な指針となります。この計画書は、中長期的な展望に立ち、計画的・効率的な行政運営を行うため、また、行政運営のみならず、町民と行政が目標を共有し、協働してまちづくりを進めるための、考え方や方針を示した手引書(マニュアル)としての役割を担っています。

3. 計画の構成と期間

●●計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」により構成されています。

基本構想

本町のまちづくりの基本理念、将来像及びそれを達成するために必要な施策の大綱を示すものです。期間を2020(令和2)年度から2027(令和9)年度までの8年間とします。

基本計画

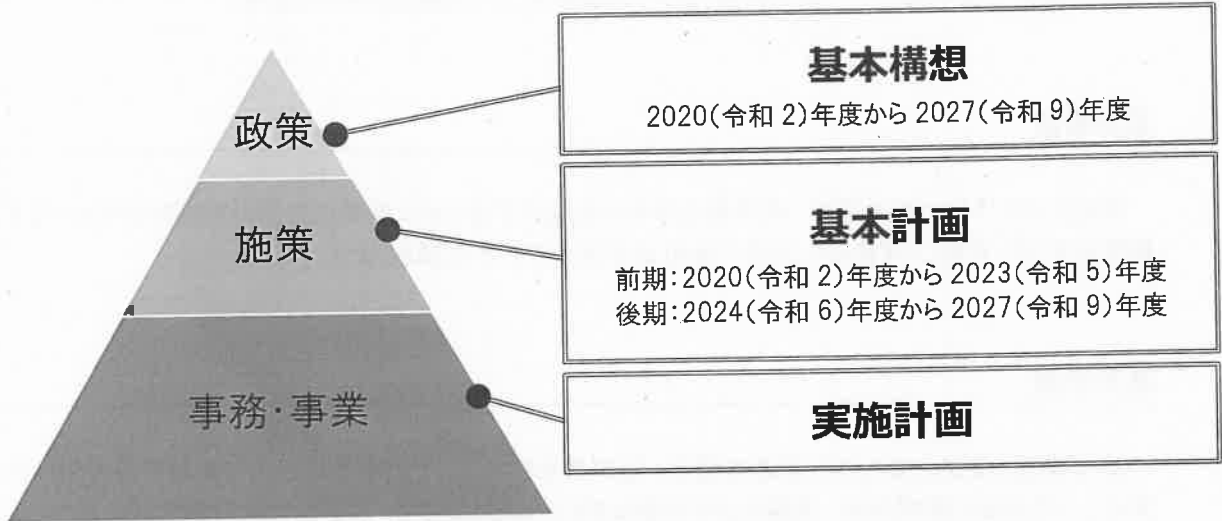
基本構想で定めたまちづくりの基本理念、将来像を受けて、その実現に必要な施策を分野別に体系化し、各施策の展開方針、指標および役割などを示したものです。本計画は全計画期間における前期基本計画にあたり、期間は前期基本計画を2020(令和2)年度から2023(令和5)年度までの4年間、後期基本計画を2024(令和6)年度から2027(令和9)年度までの4年間とします。

実施計画

基本計画に定められた事業の具体的な実施内容を示すとともに、毎年度の予算編成などの行政運営方針の根拠にもなるものです。基本計画に掲げられた事業の実効性を担保するため、財政計画に裏付けられた実行可能なものを立案し、可能な限り費用、財源、時期などを示します。

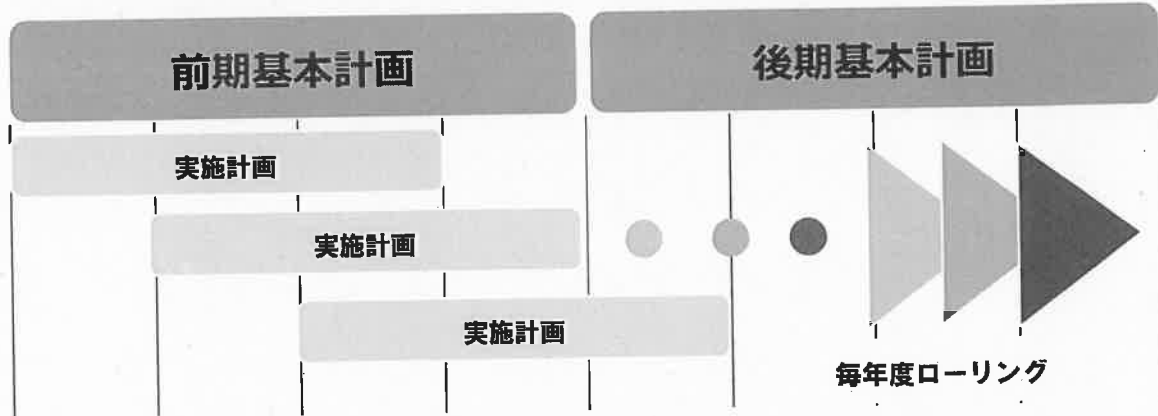
実施計画は3年間とし、進捗状況を把握して毎年度見直すものとします。

●●第5次太良町総合計画の構成



●●第5次太良町総合計画の期間

2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------



第2章 太良町の現状

1. 社会潮流

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

2015(平成 27)年9月に開催された国連サミットで、2030(令和 12)年までの長期的な開発の指針として、17の国際目標・169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標(SDGs)」が定められました。我が国においても、8つの優先課題と具体的施策が定められ、各地方自治体の積極的な推進が求められています。

(2) 地域共生社会の実現

2016(平成 28)年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が、厚生労働省に設置されました。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、町民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現が目指されています

(3) 人生 100 年時代の到来

今後、我が国では高齢化がさらに進み、「人生 100 年時代」を迎えることが予測されており、そのような長寿社会において、いつでも学び直し・働き直しができる社会が目指されています。また、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人々は心の豊かさや生活の質の向上を求める傾向が強まっています。生涯にわたって、一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じた働き方やくらし方を選択することができ、個性と能力を十分に発揮できる環境が必要になってきています。

(4) 超高齢化社会・人口減少社会の到来

我が国の総人口は、2008(平成 20)年をピークに減少局面に入っています。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」2017(平成 29)年推計)によると、2040(令和 22)年代頃には毎年 90 万人程度の減少となり、人口減少の加速が予想されています。地方では、若年層を中心とする人口流出や死亡数が出生数を上回る自然減により、都心部より早く人口減少が進行しています。高齢化社会・人口減少社会に対応できる社会システムの構築が求められています。

(5) 観光交流の拡大

東京オリンピック・パラリンピック(2020(令和 2)年)の開催、リニア中央新幹線の開業(2027(令和 9)年予定)等、観光交流に対する期待が高まっています。国や都道府県では、インバウンドの増加に注力しており、国際的な観光客の受け入れ拡充は、産業や商業等の面における大きな政策課題となっています。佐賀県では、2017(平成 29)年に「佐賀さいこう！た・びジョン」を掲げ、県を挙げて、「ふるさとへの誇り」を実感できる社会を目指しています。

(6)情報通信技術(ICT)の飛躍的な発展

情報通信技術(ICT:Information and Communication Technology)の飛躍的な発達と情報通信機器の普及・多様化により、国民生活や企業活動、行政サービス、社会経済システム等が大きく変化しています。さらに、医療や介護の分野におけるICTの活用のほか、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながることで、情報のやり取りが可能となる「モノのインターネット」(IoT:Internet of Things)による新たな付加価値の創出など、社会や生活の変化をもたらされることが予想されています。

(7)災害に対するリスクの増大と防災に対する意識の高まり

近年、台風や予想し得ない局地的な集中豪雨、大規模な地震などにより、全国各地で災害が発生しています。2011(平成23)年に発生した東日本大震災では、自治体の庁舎自体が被災したことにより、行政機能が維持できず、あらためて、地域コミュニティによる自助・互助及び正確な情報周知の重要性が再認識されました。さらに、2016(平成28)年4月には、熊本県において最大震度7を記録する震災が発生し、今後においても、南海トラフにおける大規模な地震の発生が高い確率で予想されていることから、災害対策への関心は全国的に高まっています。

(8)雇用・労働環境の確保

高齢化の進行や団塊の世代の大量退職、生産年齢人口(15～64歳)の減少により労働力人口が減少しつつある中、年齢や性別に関わらず、誰もが安心して働ける雇用・労働環境の確保が求められるようになってきました。また、女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革等、労働環境の整備に向けた法整備や取組等が徐々に進んでいます。

(9)地域の自立

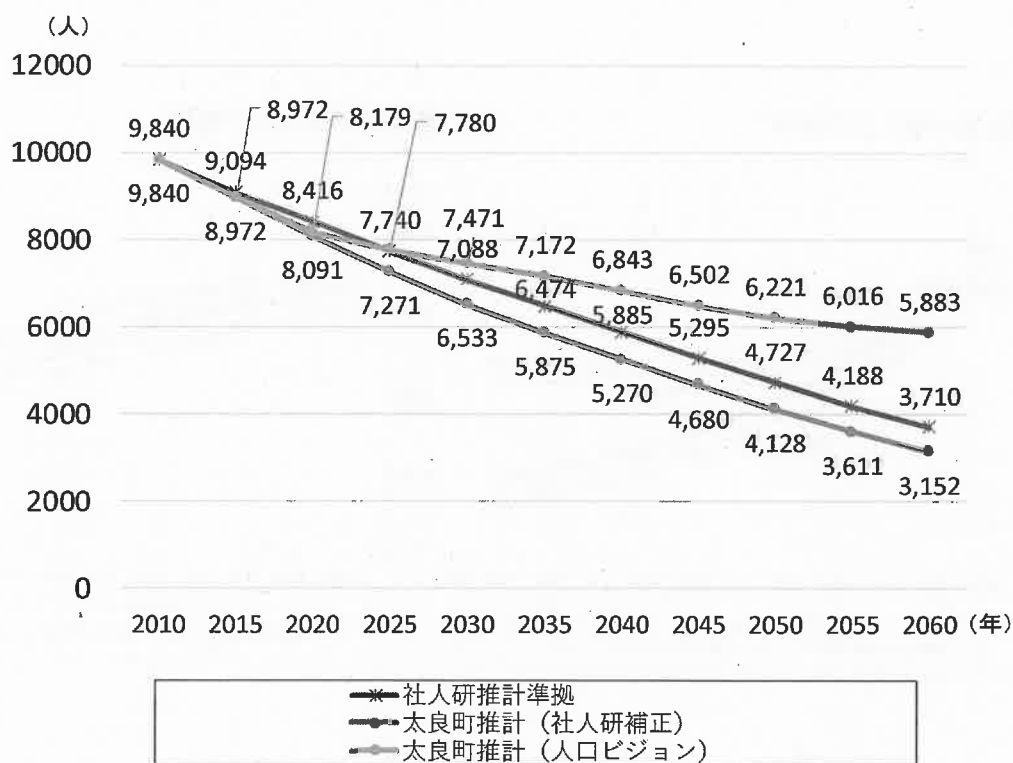
地方分権の流れの中で、地域での自立的な取組が進められており、ふるさと納税やクラウドファンディング等、資金調達の仕組みが各地で多様化しています。人口減少、高齢化、安心・安全への対応、子育て支援、コミュニティ強化等、地域を取り巻く課題は多様であり、それらの地域の課題解決に向けて、地域、町民、NPO法人、企業等様々な主体が、地域への関わりを強めています。

2. 統計からみる太良町の現状

(1) 人口の推移

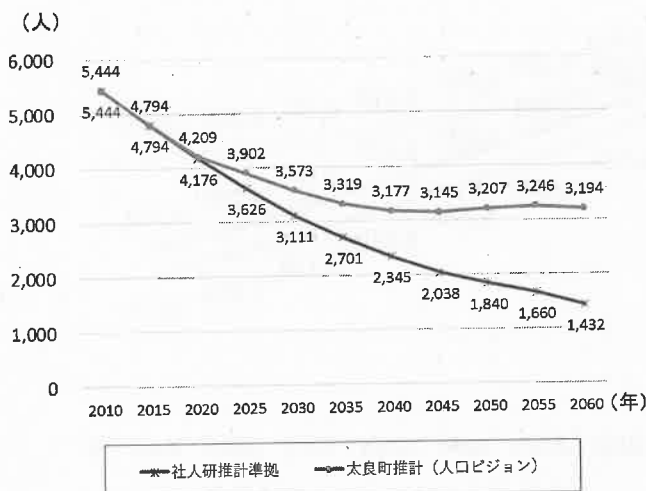
- 社人研推計では2060(令和42)年までに人口が4千人を割り込む結果となっています。雇用を創出するなど、いかに定住人口を増やしていくかが問題となります。
- 太良町内にある資源を豊かにし効率的な資源配分を行うことで、高齢化と人口減少に適応するシステム作りが急がれます。

■■人口ビジョンにおける人口の将来展望

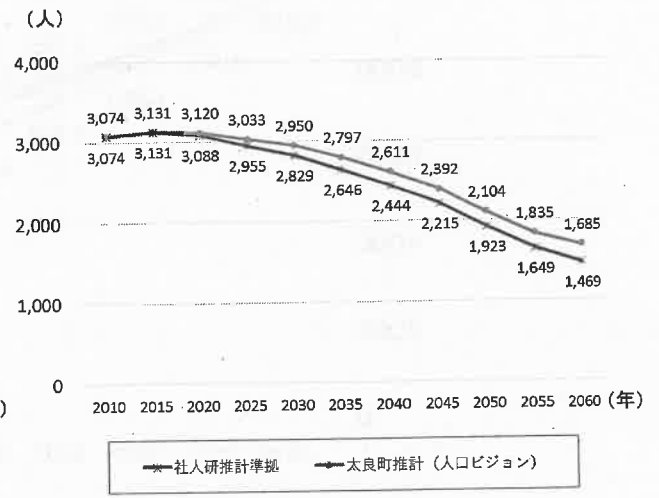


- 消費面、生産面からその多くを担うことが期待される生産年齢人口については、人口規模の縮小に伴い、長期的にも縮小傾向で推移し、2060(令和 42)年には現状の 60%程度になる見通しです。
- 今後は、地域における雇用の創出を図るとともに、経済規模の縮小を抑制するために、生産性の向上についても力を入れていくことが重要です。
- 高齢者人口は、2015(平成 27)～2020(令和 2)年をピークに減少過程に入ることが予想されています。
- 今後、独居の高齢者が増える可能性が高くなるため、地域全体で高齢者を見守る等の地域福祉システムの構築が急がれます。
- いかに生産年齢人口を確保し、更に元気な高齢者が社会参加できるようにして、町全体の活力につなげられるかが問題となります。

■ ■ 生産年齢人口の推移



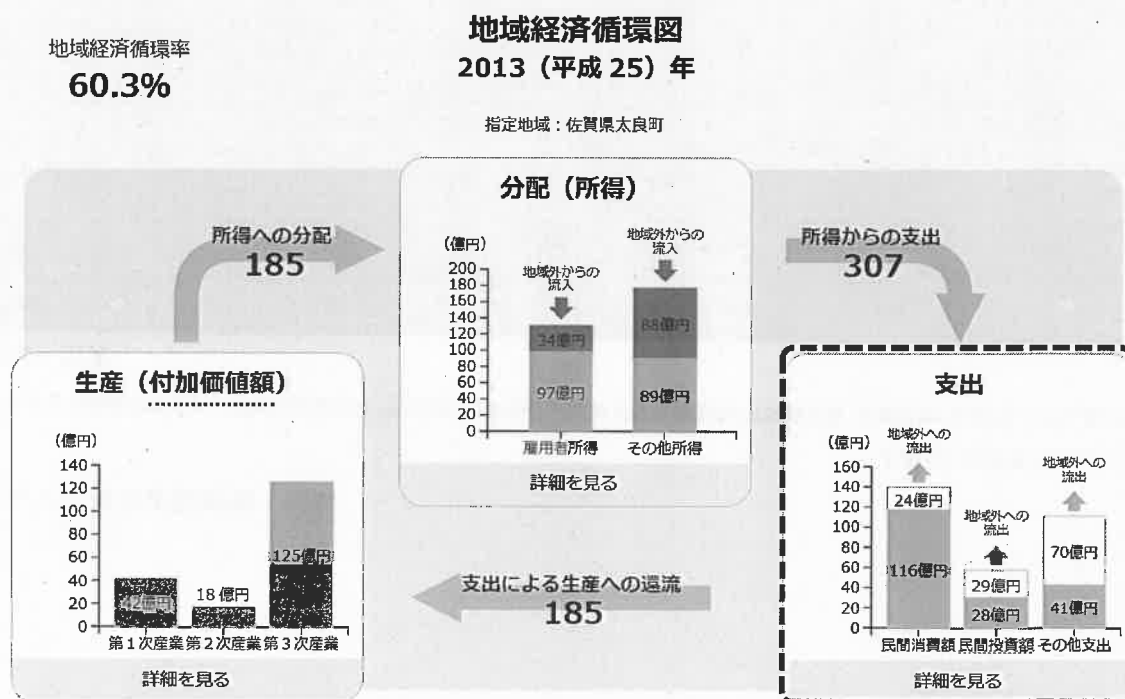
■ ■ 高齢者人口の推移



(2) 地域経済の状況

地域経済循環図からみる太良町の経済

- 町外から流入した所得が、支出において町外に流出しています。特に、地方自治体が行政サービスの提供に伴い発生したコストや町外に居住する住民または法人との間の財・サービスのやり取り（移輸出入収支額）等を示す「その他支出」において、70億円が町外へ流出しています。
- 民間消費、民間投資において、所得が町外へ流出していることをみると、町内でニーズが満たされていないことがわかります。その他支出においても、町外に流出していることをみると、基幹となる産業が弱いことが伺えます。
- できるだけ地域内で町民のニーズを満たし、農業や観光業など他の地域に財やサービスを提供できる基幹産業を整え、所得の流出を防ぎ、経済循環率を高める必要があります。

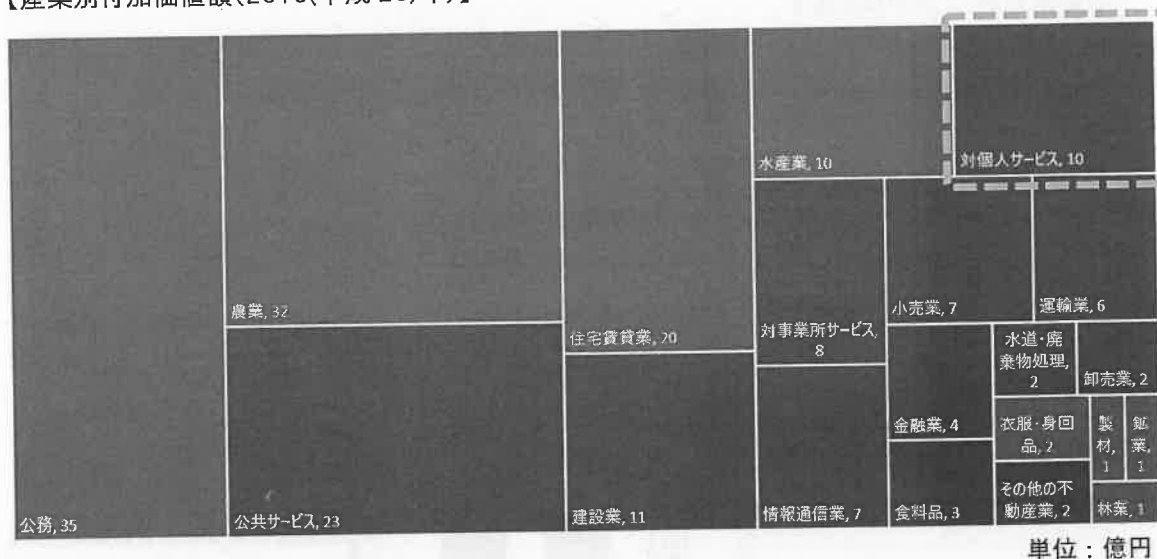


資料：地域経済分析システム

付加価値の総額（185 億円）と移輸出入からみる太良町の経済

- 「農業」「水産業」の付加価値は、プラスとなっており、他の地域の方が、太良町の農水産物を購入していることが分かります。このことからみると、第 1 次産業は太良町において重要な産業だと判断できます。
- 「対個人サービス」(飲食・宿泊業)がマイナスとなっており、このことを観光という側面からみると、他の地域の人たちに観光サービスを効果的に提供できていないということが伺えます。

【産業別付加価値額(2013(平成 25)年)】



※青で色付けされている産業は、他の地域との間の移輸出入がプラスであることを意味し、赤で色付けされている産業は移輸出入がマイナスであることを意味しています。

資料：地域経済分析システム

3. アンケート調査の結果からみる太良町の現状

本計画の策定にあたり、町民の意見を幅広く反映させるために、2018(平成30)年8月に、18歳以上の町民2,000人を対象に「町民アンケート」を実施しました。また、同時期に町外の方に太良町の認知度を把握するために、インターネットによる調査を行いました。

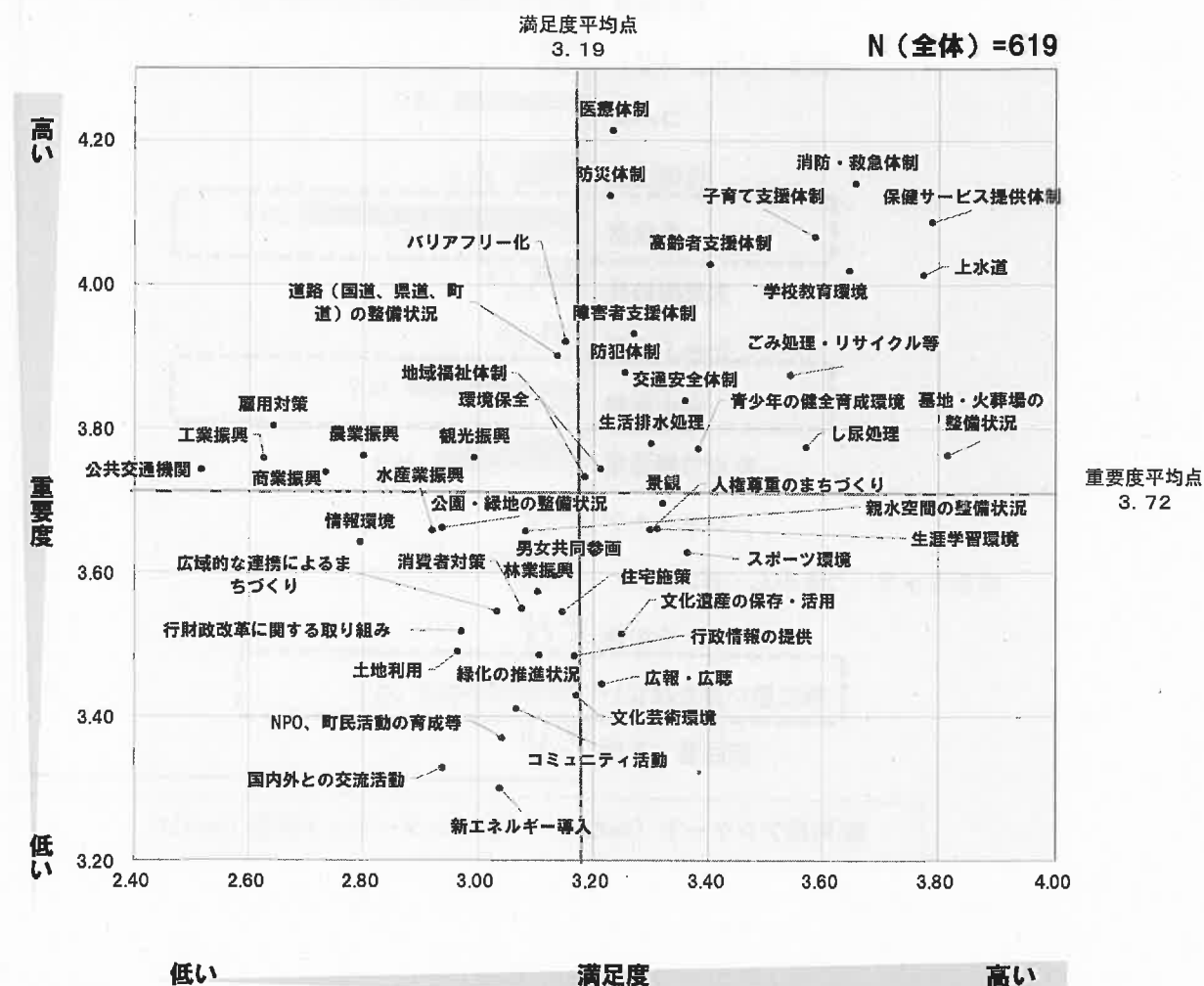
町民アンケート結果より

町民の満足度

- 福祉領域の満足度が高くなっています。その中で、比較的満足度の低い「医療体制」「地域福祉体制」への対策が必要と考えられます。
- 満足度が低く、重要度の高くなっている優先度の高い項目をみると、公共交通機関、雇用対策、農業振興などの「生活基盤・産業分野」が配置されています。
- 「観光振興」の重要度の得点は高くなっています。
- 「NPO、町民活動の育成」「コミュニティ活動」の重要度が低くなっています。

【満足度と重要度の散布図】

太良町の暮らしに関わる50項目について、満足度と重要度それぞれの平均値に基づき、縦軸に重要度、横軸に満足度を設定し、散布図を作成しました。

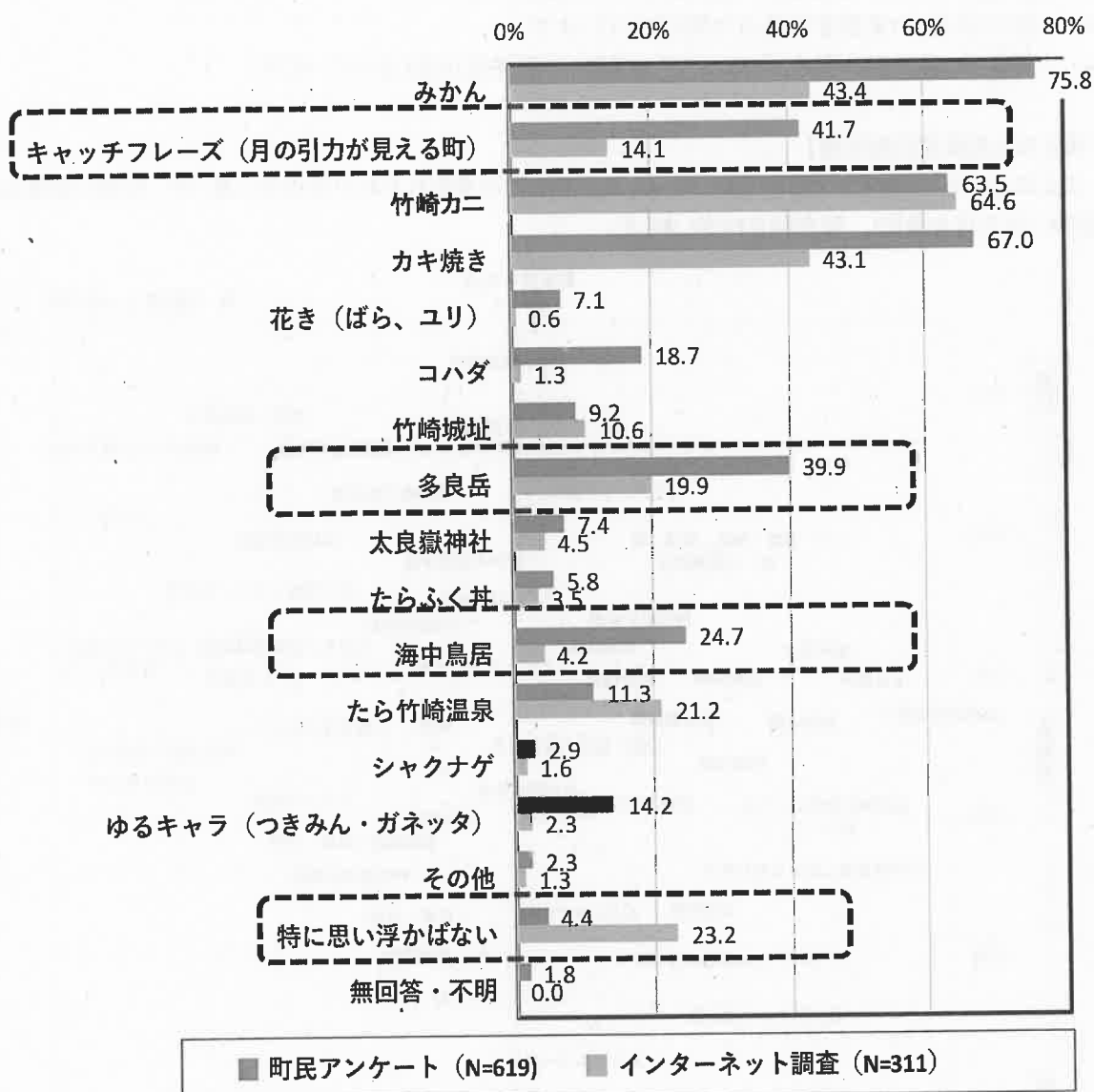


インターネット調査結果より

「太良町」と聞いて思い浮かべるもの

- 町内外で認識の違いがあります。
- 町のキャッチフレーズの町外での認知度が低くなっています。
- 町外で「特に思い浮かばない」が23.2%となっています。まちのPRがうまくいっていないことが伺えます。

【地域の誇れるものと「太良町」と聞いて思い浮かべるもの】



4. 町民ワークショップの結果からみる太良町の特徴

総合計画の策定にあたり、ワークショップで太良町の強みや弱み、強みを生かした取り組みや弱みを克服するための取り組みを語り合ってもらいました。語り合いで得られた考えを、シートに書いてもらいました。

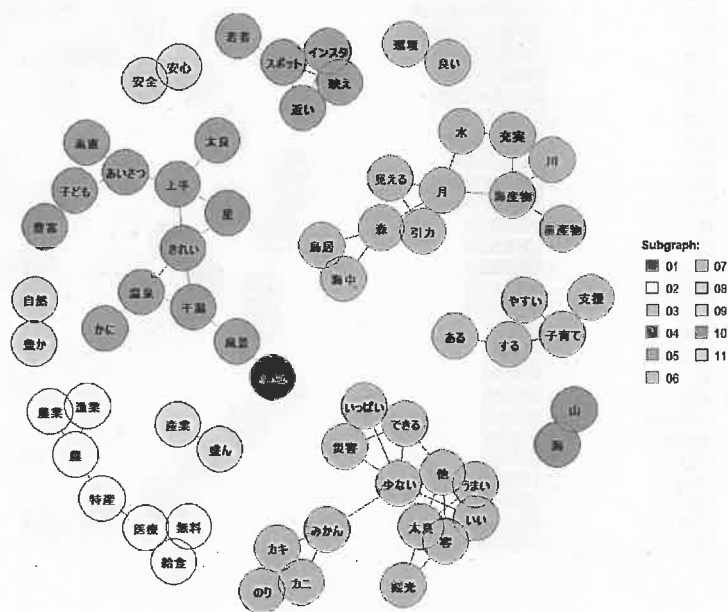
【太良町の良いところ】

- 頻出する単語をみると、自然や食に関する単語が多くなっており、「子育て」という単語が上位にランクしています。
- 単語どうしの結びつきをみると、「若者-インスタ映え」というグループ、「子育て-(し)やすい-支援」というグループ、「星-風景-空気-干潟-きれい」というグループ、「農産物-海産物-充実」というグループがあります。豊かな自然で環境が良いところ、インスタ映えする綺麗な風景、食が豊かなところ、子育てしやすいという良さがあることが伺えます。

頻出単語上位30

抽出語	出現回数
自然	32
子育て	22
豊か	20
海	12
山	10
支援	10
カキ	8
町	8
月	7
子ども	7
観光	6
食材	6
たくさん	5
カニ	5
海産物	5
海中	5
環境	5
食べ物	5
多い	5
鳥居	5
豊富	5
引力	4
見える	4
産業	4
資源	4
充実	4
水	4
あいさつ	3
給食	3
森	3

単語どうしの結びつき



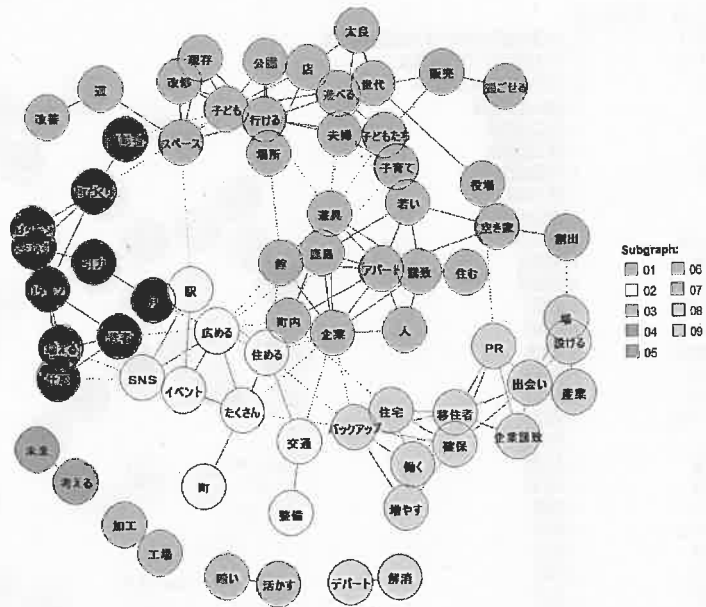
【太良町に足りないもの】

- 頻出する単語をみると、「作る」「人」「産業」「場所」「増やす」「活用」「仕事」といった単語が上位にランクされています。
- 単語どうしの結びつきをみると、「子ども-スペース-行ける-公園-場所-店-遊べる」というグループ、「月-引力-生かす-Uターン-Iターン-若者-増える-仕事」というグループ、「若い-空き家-アパート-誘致-住む-人」というグループ、「移住者-PR-確保-住宅-働く-増やす」というグループ等があります。
- 若い人や子育て世代が気軽に行ける場所、移住者を増やすための取り組み、そのための雇用の創出といったことが必要とされているようです。

頻出単語上位30

抽出語	出現回数
作る	12
人	9
産業	7
場所	7
増やす	7
町	7
活用	6
仕事	6
住む	6
公園	5
施設	5
場	5
整備	5
引力	4
館	4
月	4
子ども	4
太良	4
利用	4
たくさん	3
移住者	3
駅	3
確保	3
企業誘致	3
空き家	3
交通	3
鹿島	3
生かす	3
太良	3
町づくり	3

単語どうしの結びつき



5. 太良町の特徴と課題

統計情報、町民アンケート、インターネット調査、町民ワークショップ等の結果から見てきた太良町の特徴と課題を、「自然・環境」「産業・経済」「人・社会」という3つの分野からまとめると以下のようになります。

自然・環境

- ・ 自然が豊か
- ・ 海山の幸に恵まれている
- ・ 月の引力が見えるまち
- ・ 災害が少ない
- ・ 星が綺麗

太良町の課題

- ◆ 人口減少状況においても地域を維持できる体制づくり【人・社会】【産業・経済】
- ◆ 高齢化に伴う独居の高齢者をケアする体制づくり【人・社会】【産業・経済】
- ◆ 太良町の良さが町外に発信されていない。【産業・経済】
- ◆ 観光の町として、受け入れ態勢を整え、PRを進めていくことが必要。【産業・経済】【人・社会】
- ◆ 農業は基幹産業として位置づけられますが、耕作放棄地の増加、有害鳥獣対策、高齢化対策、後継者の育成が必要です。【産業・経済】【自然・環境】【人・社会】
- ◆ 商業振興、観光振興の促進。商業振興については、町独自で飲食店やショップなどのローカルビジネス等を振興することにより、町内に新たに消費する場の創出を進めていくことが考えられます。【産業・経済】【人・社会】
- ◆ 若者が定住できる環境(雇用、子育て支援、居場所づくり)整備。【産業・経済】【人・社会】
- ◆ これから多様化する福祉ニーズに対応するために、地域で支え合う体制づくりが必要と考えられます。【産業・経済】【人・社会】
- ◆ 協働のまちづくりを進めるためには、自分たちがまちをつくっていくという意識の醸成が必要です。【人・社会】
- ◆ 行政が町民の主体的な取り組みを支援していく必要があります。【人・社会】

産業・経済

- ・ 農業、漁業が盛ん
- ・ 観光資源(特産品、景色)が豊富

人・社会

- ・ 「子育て」しやすい
- ・ 地域福祉が充実している
- ・ 学校教育環境がよい
- ・ 高齢者支援が充実している
- ・ 人のつながりは強い
- ・ ごみ処理・リサイクル

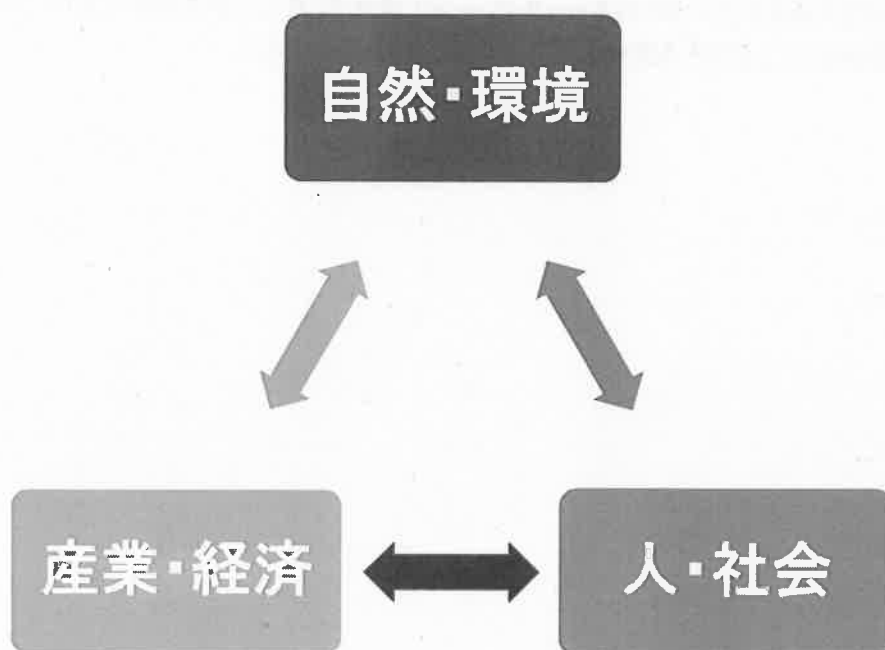
第2部 基本構想

第1章 太良町の将来像

1. 基本理念

太良町は、多良岳、有明海といった豊かな自然から多大な恩恵を受けています。町の富の源泉であり、魅力ともなっている自然を守り、維持することは、非常に大切なことです。また、第1次産業を太良町の基幹産業として位置付けるならば、なおさら自然環境を保全することが重要な課題となります。

持続可能なまちとするためにも、このように自然環境の維持を中心に考えながら、太良町の産業の振興と、人づくりを進めて行くことが肝要となります。これら3つの領域の相互連関を念頭に置きながら、これからのまちづくりを行っていきます。



2. 将来像

将来像は、本町が8年後に目指す姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。

これからの太良町のまちづくりにおいては、町民が豊かな生活を送ることができる環境を行政が整えていくと同時に、町民一人ひとりが太良町に感じている魅力・愛着・誇りを再確認し、まちづくりに向けて取り組んでいくことが大切です。また、太良町の将来を見据え、持続可能なまちづくりを実現していくためにも、町内外の多くの人を巻き込める活力を生み出していくことが求められます。

そこで、第5次総合計画の将来像を以下のように掲げます。

未来を引きよせるチカラ 太良町

「月の引力が見えるまち」という町のキャッチフレーズと併せて、住む人たちがかなえたい未来を町民自らの力で引きよせることのできる実行力のあるまちを目指していきます。

3. 人口、世帯数の推計

本町では、2015(平成 27 年)に「太良町人口ビジョン」を策定しました。このビジョンでは、少子高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、長期的視点から取り組むことにより、2040(令和 22)年において 6,800 人程度、2060(令和 42)年において 5,900 人程度の人口規模をめざします。

本計画においても、「太良町人口ビジョン」に基づき、2027(令和 9)年の人口目標を以下のように設定します。

「太良町人口ビジョン」で掲げた目標を達成するためには、合計特殊出生率¹が 2030(令和 12)年までに人口置換水準(2.1)まで上昇し、それを維持していくことが必要となっています。

太良町を存続させていくためにも、少子化、人口減少対策を引き続き行っていく必要があります。

(単位:人、世帯、人/世帯)

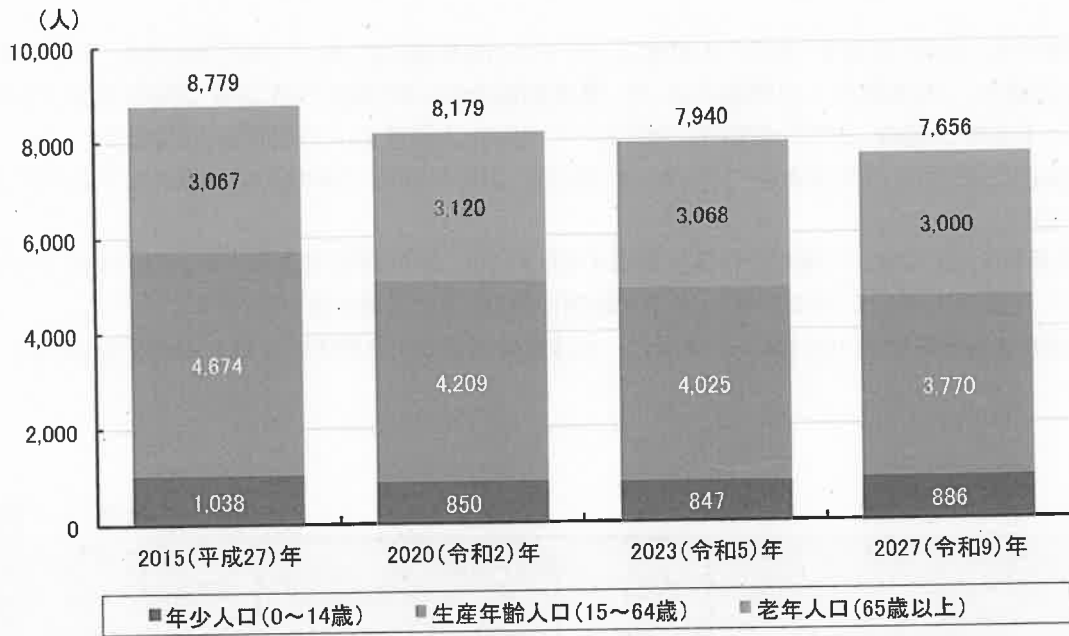
	2015 年 (平成 27 年)	本計画期間			人口ビジョン	
		2020 年 (令和 2 年)	2023 年 (令和 5 年)	2027 年 (令和 9 年)	2040 年 (令和 22 年)	2060 年 (令和 42 年)
総人口	8,779	8,179	7,940	7,656	6,843	5,883
年少人口 (14 歳以下)	1,038 (11.8%)	850 (10.4%)	847 (10.7%)	886 (11.6%)	1,055 (15.4%)	1,004 (17.1%)
生産年齢人口 (15 歳～64 歳)	4,674 (53.2%)	4,209 (51.5%)	4,025 (50.7%)	3,770 (49.2%)	3,177 (46.4%)	3,194 (54.3%)
老年人口 (65 歳以上)	3,067 (34.9%)	3,120 (38.1%)	3,068 (38.6%)	3,000 (39.2%)	2,611 (38.2%)	1,685 (28.6%)
世帯数	2,829	2,797	2,774	2,744	2,646	2,495
1 世帯当人数	3.10	2.92	2.86	2.79	2.59	2.36

資料:「太良町人口ビジョン」

※世帯数、1 世帯当人数については、国勢調査の結果より独自に推計

1 合計特殊出生率:1人の女性が生涯に生むと見込まれる子どもの数。その年の 15 歳から 49 歳までの女性が生んだ子どもの数を元に算出する。人口を維持できる水準は 2.07 とされ、将来の人口が増えるか減るかをみる指標となる。

■太良町の人口目標



第2章 基本目標

1. 施策の体系

将来像の実現に向け、基本目標と施策項目を以下のとおり定めます。

重点目標

「つながり」を創るチカラ

本計画を策定するにあたり行った各種調査、ワークショップ、第4次総合計画の施策評価を総合的に分析し、課題を抽出しました。

これから持続可能なまちとしていくための第一歩として、「つながり」を作ることから始めていきます。ここでの「つながり」とは、他の地域に住んでいる人たちとのつながりであったり、世代間のつながりであったり、町内に住む人たちのつながりであったり、行政と町民のつながり、庁内組織のつながり等のことです。

人と人、人と組織、組織と組織が重層的につながり合うことで、まちの活気を醸成するとともに、効率的にまちづくりができる体制を整えます。

【施策項目】

- (1) 観光の振興
- (2) 移住定住の促進
- (3) 各産業の後継者の育成
- (4) 公共交通・道路の整備
- (5) 地域のつながりの醸成とコミュニティ支援
- (6) 庁内組織の改革

基本目標1

自然環境を守るチカラ

本町の富の源泉であり、魅力ともなっている自然を守り、維持することは、持続可能なまちとしていくために不可欠なことです。持続可能なまちとするためにも、自然環境の維持を中心に考えながら、本町の産業の振興と人づくりを進めて行くことが肝要となります。

美しい景観や賑わいの中で、町民が安心して快適な暮らしを営んでいけることを目指します。そのために、住宅や河川、上下水道、公園等快適な生活の基盤となるインフラを維持・整備し、自然と都市機能の調和のとれたまちづくりを進めていきます。

町民の憩いの場となる公園を推進するとともに、美しい生活環境を保つため、環境に配慮した循環型社会・環境保全型社会を推進していきます。

【施策項目】

- (1) 自然環境の保全
- (2) 持続可能な環境に配慮する社会の構築
- (3) 住みよい居住環境の整備
- (4) 美しい景観づくり

基本目標2

産業を発展させるチカラ

産業の充実は、雇用の確保や町の財政の維持に直結します。本町の主要産業でもある農業・水産業の更なる振興に加え、特産物を活用した商品開発・6次産業化や販路の拡大など、各産業の主体が協働しながら本町の産業を振興していきます。また、協働・連携が容易になるよう環境を整えていきます。

【施策項目】

- (1) 農林業の振興
- (2) 水産業の振興
- (3) 商工業の振興
- (4) ブランド化の推進
- (5) 雇用の促進

基本目標3

人をそだてるチカラ

安心して妊娠から出産・子育てができる環境の整備や支援体制の構築を進めていくことで、子育て世帯が孤立せず子育てができるまちを目指します。また、保育環境や教育環境を整備することで、子どもたちが安心して学び、健やかに成長することができるまちを目指します。

また、家庭、地域、学校が連携し、地域全体で子どもたちの成長を見守っていくための体制を整えていきます。町民一人ひとりが生涯にわたって生きがいをもち、町の歴史や文化を学び次世代に引き継いでいきます。

互いの人権を尊重し支え合いながら、他人に対して寛容で多様性のある社会を目指します。

【施策項目】

- (1) 子育て環境の向上
- (2) 教育環境の充実
- (3) 太良町の歴史・文化の保存・教育の推進
- (4) 青少年健全育成の充実
- (5) 生涯学習・社会教育の推進
- (6) スポーツの振興
- (7) 多様性のある人権社会の実現

基本目標4

暮らしを守るチカラ

健康づくりの取組を進めるとともに、支え合い、助け合いができる地域づくりを推進することにより、一人ひとりに地域で役割や居場所があり、誰もがいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。

健やかな心身を保つための保健・医療・介護・福祉の充実・連携を図るとともに、子どもも高齢者も障がいのある人もない人も、全ての町民が充実した生活を送ることができるよう努めます。

助けが必要な人への支援や、市民の安全を守る防災・防犯・交通安全の取組により、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

【施策項目】

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 保健・医療体制の充実
- (3) 高齢者福祉の充実
- (4) 障がい者福祉の充実
- (5) 地域福祉の充実
- (6) 社会保障の充実
- (7) 消防・防災の充実
- (8) 交通安全・防犯の充実

基本目標5

地域のチカラ

町民・地域・行政の連携をはじめ、他自治体との連携等様々な形での協働を確立し、社会情勢の変化に伴う課題に柔軟に対応できるまちを目指します。

そのために、情報発信や対話といった広報・広聴機能を充実させ、町民や地域コミュニティとの情報共有や連携を強化していきます。性別や年齢に関わらない全ての人の積極的な参画を得ながら、町民・地域・行政の協働のまちづくりを推進していきます。また、町民ニーズを適切に捉え、限られた財源を効率的かつ効果的に活用しながら、質の高い公共サービスを提供していきます。

【施策項目】

- (1) 協働の推進
- (2) 効率的自治体経営
- (3) 男女共同参画社会の推進

第3部 基本計画

(重点)「つながり」を創るチカラ

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

観光の振興

施策の方針

本町の地域資源を活かしながら、広域観光連携を推進し、交流人口の獲得・拡大を目指します。

現状と課題

既存の観光資源に加え、海中鳥居が佐賀県遺産に登録されたことなどがあり、観光客数は堅調に推移しています。しかし、インターネット調査の結果からは、町外の方々の本町に対する認知度は、総体的に高くありません。対外的に認知度の高い「竹崎カニ」等を中心として、本町の魅力を発信しながら、観光協会等と連携して通年型の観光を確立することが必要です。更に、本町の観光資源を活かした特色ある観光施策を行っていくことが必要です。

また、今後は、本町のみにとどまらず、近隣市町との広域的交流人口増大のプログラムを作るなど広域観光体制を構築する必要があります。

主要な施策

●観光・交流資源の充実・活用

「道の駅太良」などの既存の観光・交流施設の整備及び維持管理を推進し、太良町納涼夏まつりなどの観光イベントの充実や町内観光・交流資源のネットワーク化を図ります。また、通年型の観光の確立や「食」をテーマとした観光メニューの創出、子育て世代等をターゲットとした観光商品の開発などを図ります。

●PR活動の推進

様々な媒体を通して町外に向けて、本町の魅力を発信し、交流人口の増大に向けた取り組みを行います。また、観光のまちとしてPRしていくために、町全体で受け入れ態勢を整えていきます。

●観光交流に向けた町内外での連携体制の構築

町内の観光事業者、その他の事業者及び外部の企業や専門家との連携・協力関係を構築して、観光入込客数増加のための取り組みを推進します。

●広域観光体制の充実

佐賀県南西部及び佐賀長崎の県境エリアの周遊観光の商品化を充実させていきます。また、九州新幹線長崎ルートを利用する観光客の取り込みも視野に入れるとともに、インバウンド¹対策も推進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
交流人口（観光客数）	千人	657.2	690.0	718.0
観光消費額	千円	2,508,074	2,636,000	2,743,000

関連計画

・太良町観光マスタープラン

1 インバウンド:訪日外国人旅行または訪日旅行。

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

移住・定住の促進

施策の方針

町の魅力に魅かれ、多くの人が町に住むことができるよう、定住促進住宅の整備や空き家情報バンク制度などによる住宅確保対策に合わせて効果的な移住支援策を展開し、移住・定住者の確保を図ります。

現状と課題

少子化に伴い人口減少が進展すると、地域コミュニティや産業等、様々な方面で担い手が不足し、地域行事が行われなくなったり、農林水産業や商工業等の町内産業が衰退したりすることが考えられます。

本町の人口は、減少傾向にあり、その傾向が今後も続いていくとの予測がなされています。特に 10 代後半から 20 代にかけて就学・就労による転出超過の状態となっており、人口減少の大きな要因の一つとなっています。そのため、人口減少の克服のためには、就労対策及び住宅確保が必要であり、合わせて移住者に対する支援策を行い、定住者を増やすことが重要です。

また、定住に至らないものの将来的な移住に向けた裾野を拡大するため、本町に継続的に多様な形で関わる、関係人口¹の創出・拡大も必要となってきます。

1 関係人口:移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。

主要な施策

● 広報媒体を用いた移住・定住のPR

太良町移住サイトやその他広報媒体を用いた移住・定住のPRを促進し、本町の認知度向上と魅力発信に努めることにより、将来的な移住にもつながる関係人口の創出・拡大を目指します。

● 移住者に対する支援の充実

移住者が満足した生活を本町で送ることができるよう、行政からの支援や、地域レベルでの支援など、移住者に対するきめ細やかなサポートを行います

● 定住促進住宅整備事業

定住促進住宅を供給し、定住人口の増加を図ります。

● 移住定住促進事業

空き家情報バンク制度を活用して、空き家登録物件の増加を図るとともに、移住定住促進事業を推進して、移住者の増加と転出者の抑制、町内の空き家・空き地の活用を促進させます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
定住促進住宅建設戸数*	戸	40	52	52
空き家情報バンク制度による成約件数*	件	14	24	32

※累計数

関連計画

・太良町過疎地域自立促進計画

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

各産業の後継者の育成

施策の方針

農林水産業をはじめ、町内のあらゆる業種の後継者不足が深刻化しています。地域産業の維持・振興のために後継者育成のための施策の充実を図ります。

現状と課題

少子高齢化・後継者不足等により、農業従事者は減少傾向にあり、農地を所有していても農業には従事していない土地持ち非農家が増加傾向にあります。農業従事者が減ってしまうと、農地を適切に管理する事ができなくなり、遊休農地の増加による景観や環境の悪化が懸念されます。

農業においては、国の事業にのらない担い手確保施策として平成 28 年度から親元就農給付金を創設し、一定数の担い手を確保することができました。

今後の担い手の掘り起こし、及び継続した農業従事者への支援が必要となっています。一方、荒廃農地が増加する中で、担い手の確保及び担い手への農地の集積化を図ることが必要となっています。

林業においては、森林の多面的機能の維持を確保するために、森林の適切な施業管理が必要となっており、そのための森林整備技術者としての担い手の安定的な確保が不可欠となっています。しかし、作業の過酷さ等により、担い手の確保が難しくなっています。

漁業においては、有明海異変とも呼ばれる、漁業環境の悪化による漁獲量の減少、特に漁船漁業の不振に伴う後継者の減少は危機的な状況となっています。潜水漁業の技術継承等が困難になりつつある中で親元就漁支援により担い手の確保を進める必要があります。

商工業においても、地域経済の不振により、先の見えない経営環境下であり、事業承継の動きが鈍化しています。地域から商工業が減少すると、雇用が失われ、購買する店舗が減少し、生活の利便性が損なわれることで、人口減少に拍車がかかることになるので、適切な対策が必要です。

主要な施策

●太良町親元就農・就漁給付金の活用

太良町親元就農給付金を有効に活用し、農業の担い手を確保、育成します。漁業においては、令和元年度からの親元就漁支援により水産業の担い手の確保を目指します。

●第1次産業の担い手の確保に向けた支援

第1次産業に関わる多様な担い手の確保・育成を進めるために、研修の充実や、U・I・Jターン¹による担い手確保のための広報活動を充実します。また、将来的な担い手の育成のために、町の子どもたちに対する農林業体験などを実施します。

●商工業の後継者対策の充実

事業者の経営が安定するように環境支援するとともに、商品開発、設備投資等を支援し、未来を展望できる経営環境を整え、後継者の事業承継の気運を高めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数	人	130	145	160
新規農業者数(親元就農給付金認定者) [※]	人	8	15	20
漁家数(経営体)	戸	187	177	168

※累計数

関連計画

- ・太良町農業振興地域整備計画
- ・太良町人・農地プラン

1 U・I・Jターン:大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

公共交通・道路の整備

施策の方針

町内道路網の計画的な整備を進めるとともに、町民の身近な公共交通機関を作ります。

現状と課題

公共交通については、町民の人口減少、少子高齢化に伴い、移動困難者が増加し、町民の生活の足の確保対策が急務となっています。

九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、上下分離¹される長崎本線(肥前山口～諫早)については、引き続き地域を支える鉄道としての役割を果たすとともに沿線地域の振興策が求められます。

道路の整備については、鹿島～諫早間の広域的な道路ネットワークの整備の実現にむけて、勉強会・会議・要望等を積極的に行っています。今後も、広域的な道路ネットワークの整備の実現に向け、継続して国・県に要望を行っていく必要があります。

町道の整備については、補助事業等を活用し、舗装の打替え、橋梁の補修等を実施しているほか、地元からの要望が多い維持・改良については、優先度を考慮し整備促進に努めています。しかし、将来的には建設後50年を超える橋梁が全体の80%を超えることになります。補修費用も多大となることから橋梁長寿命化修繕計画に基づき、効率的に維持補修を進めていく必要があります。

また、生活道路として活用されている農道及び林道においても、橋梁等、町道同様の問題を抱えており、適切な維持管理を行っていく必要があります。

1 上下分離:2022(令和4)年度の九州新幹線西九州ルートの開業に伴い、JR九州が列車を運行し佐賀・長崎両県が鉄道施設を保有する運行方式のこと。

主要な施策

●地域公共交通網形成事業

地域公共交通網形成計画に基づいて、地域公共交通網を維持し、町民の生活の足を確保します。

●県・沿線地域と連携した新たな交流の創出

九州新幹線西九州ルートの開業の機会を活かし、県や長崎本線沿線市町をはじめ関係団体と連携して交通の利便性向上や地域の魅力づくりに取り組み、新たな交流を生み出していきます。

●国道・県道の整備

広域的な交通アクセスの向上に向け、新たな広域道路ネットワークの整備や、未改良区間の早期整備、交差点・歩道の整備促進を関係機関に積極的に要請していきます。

●町道の整備

国道・県道との連携や機能分担、町内地域間の連携強化等に配慮し、将来の財政的負担を踏まえ、総合的な道路整備方針により、町道の整備を計画的・効率的に進めます。また、地域・町民と連携しながら道路の安全性、利便性の向上に向け、維持管理に努め長寿命化を図ります。

●安全で快適な道づくりの推進

道路整備にあたっては、危険箇所の改善、歩行空間の確保や安全施設の整備を進め、災害時への対応、バリアフリー化、環境・景観に配慮した安心で快適な道づくりを目指します。

●道路、橋梁の長寿命化事業の推進

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先順位等を把握することで、事業の平準化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
コミュニティバスの利用者数	人	0	13,520	15,000
橋梁健全度率	%	89.7	92.0	95.0
道路（国道・県道・町道）の整備状況についての満足度	%	37.2	43.0	50.0

関連計画

- ・太良町地域公共交通網形成計画
- ・太良町橋梁長寿命化修繕計画
- ・太良町林道施設長寿命化計画(個別施設計画)

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

地域のつながりの醸成とコミュニティ支援

施策の方針

町民による自発的な地域づくりを進めるため、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の促進、支援を行うとともに、コミュニティ活動を担う人材の発掘、育成に努めます。

現状と課題

自治会や老人クラブなどのコミュニティ活動団体は、様々な分野で自発的な活動を行っていますが、構成員の高齢化や組織率の低下などが課題となっています。今後は、将来にわたって持続可能なコミュニティ活動の促進を図るとともに、コミュニティ活動を担う組織や人材の育成、強化に努める必要があります。

現在、コミュニティ活動の場となる公民館や集会場などの施設・設備の整備に関する支援を行っていますが、コミュニティ活動の活性化を図るため、今後も支援を継続する必要があります。

町民一人ひとりが自発的に参加できるようなコミュニティづくりを進めていきます。

主要な施策

●コミュニティ意識の醸成

広報誌や町ホームページなどを通じ、コミュニティに関する情報提供を行うとともに、様々な地域活動の機会創出を図り、町民による自発的な地域づくりへの参加意識の高揚を図ります。

コミュニティ意識の啓発活動や講座の開催などを通じ、自治意識の醸成、高揚に努めます。

●コミュニティ活動の促進

コミュニティ活動の場の整備充実及び活用促進を図るとともに、国や県の補助金や町の基金を活用し、団体が実施する地域づくり事業に対して支援を行いながら、リーダーの発掘、育成に取り組み、地域社会の連帯感を深めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
補助金活用コミュニティ数※	件	37	62	82
自治会加入率	%	99.0	99.0	99.0

※累計数

関連計画

・太良町過疎地域自立促進計画

重点目標 「つながり」を創るチカラ

施策項目

庁内組織の改革

施策の方針

町民のニーズを実現させるために、また行政と町民が効率よく協働できるよう、柔軟な庁内組織のあり方を検討します。

現状と課題

効率的な行政運営を行うためには、課単位、施策単位で効果を考えるのではなく、各課間、各施策相互の連関を考慮しながら、施策が及ぼす影響の範囲や総体として価値創造の拡大を考えていく必要があります。

今後、行政が主体となって地域の課題を解決できる領域は少なくなり、行政と町民が互いに協働して、地域の課題を解決していく必要があります。

人口が減少していくなかで、本町が継続して発展するために、これまでの行政の縦割りのあり方を改め、現状に対応できるよう組織のあり方を検討する必要があります。

主要な施策

●庁内組織の検討

多様な町民のニーズに柔軟に応えることができるように、庁内組織のあり方、横断的部署、コーディネーター的人員の配置等を検討します。

●職員の教育

持続可能な町とするため、職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上を図りその能力や可能性を引き出し組織としての繋がりを高め、町民間の合意形成を支援するファシリテーション¹能力等これから必要となるスキルを向上させる一方で、組織横断的な協力・情報共有が図られるようにしていきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
庁内組織の改革	—	—	毎年度必要に応じ庁内組織の検討を行う。	
職員研修（専門研修）の参加率	%	30.6	35.0	40.0

関連計画

- ・太良町行財政改革大綱
- ・太良町人材育成基本方針

¹ ファシリテーション：人々の活動が容易にできるよう支援し、うまくことが運ぶよう舵取りすること。集団による問題解決、アイデア創造、教育、学習等、あらゆる知識創造活動を支援し促進していく働きを意味する。

1. 自然環境を守るチカラ

基本目標 1 自然環境を守るチカラ

施策項目

自然環境の保全

施策の方針

町の誇りである自然環境（多良岳・有明海）の恩恵を活用するとともに、町の景観を守り、次世代へと引き継ぎます。

現状と課題

本町は古来から「豊足の里」と称される程、山から海に至るまで豊かな自然環境の恩恵に浴してきた地域です。希少な動植物が生息する多良岳の天然林や田古里川河口域等では、良好に保全され続けた自然環境により生物多様性が保たれています。

また、町民の暮らしに直結している水道や農業用水等の水の循環環境に関しては、水源の森100選の多良岳の天然林や適切な森林管理が実施されている人工林により、河川や地下水の水源の安定性が図られています。

河川等の水質保全のために、家庭用合併浄化槽の普及を促進していますが、高齢者世帯が多いため合併浄化槽の普及が遅れています。

主要な施策

●森林の適切な管理

山から海まで豊かな自然環境を育む森林については、民有林の適切な施業管理を推進します。また、森林環境譲与税を利用し、森林の機能が低下した私有林の公的管理を進めていきます。

●有明海の環境改善

有明海再生のために、太良町地先海域の海底耕耘による底質改善、貝類増殖による水質改善を推進するとともに、町民等参加の広葉樹植栽による豊かな海を育む森づくりを進めていきます。

●河川等の水質保全

本町の自然環境の保全という観点から、今後も引き続き家庭用合併浄化槽の普及を促進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
環境保全状況についての満足度	%	25.2	27.5	30.0

関連計画

- ・太良町森林整備計画
- ・太良町生活排水処理基本計画

基本目標 1 自然環境を守るチカラ

施策項目

持続可能な環境に配慮する社会の構築

施策の方針

町民、事業者、行政が互いに協力しあい、環境保全意識を高めながら、環境にやさしいまちづくりを推進します。取り組みにあたっては、環境に配慮するよう意識し、身近なところから着実に進めていきます。

現状と課題

ごみ処理施設については、4市5町で構成する一部事務組合の佐賀県西部広域環境組合において運営を行っています。

ごみ分別の啓発やごみ袋の改良等により、町民の分別意識は向上していますが、まだ多くの資源化できるものがごみとして処理されています。今後、高齢化が進むことで、身体的な理由や支援者がいない等の理由でごみを出すことが困難な人が増えていくことが予想され、日常のごみ出しの支援についても検討が必要です。

不法投棄については、啓発活動は随時行っているものの減少していません。投棄される場所は、山林地等が多くなっています。地域、警察等と連携しながら監視体制やパトロールの強化に取り組みながら、モラルの向上や啓発活動を行う必要があります。

低炭素社会への取り組みに関しては、十分な取り組みを行うことができていません。地球温暖化等への対策について啓発を推進し、他市町村の先行事例を参考としながら、自然エネルギー導入を進めていく必要があります。

主要な施策

●ごみ収集・処理体制の充実

広域的な処理体制のもと、ごみの排出動向や関連法に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進等を通じた分別排出の徹底に努めます。

●3R¹運動の促進

町民全体にごみの減量化についての周知等を徹底します。

●不法投棄の予防

警察、地域住民と一体となって不法投棄の予防に努めます。

●し尿の適正処理

し尿については引き続き鹿島藤津地区衛生施設組合において適正な処理を行います。

●清掃美化活動の促進

美しいまちづくりと住みよい環境づくりを目指し、地域や各種団体が行う除草作業やボランティア活動を支援します。

●循環型社会の推進

再生可能エネルギーの推進及び導入により、二酸化炭素の排出量を削減し、環境にやさしい循環型社会の形成を目指します。

1 3R(スリーアール)運動:ゴミを減らすための3つのキーワードである、Reduce(リデュース)ゴミになりにくい製品を使う、Reuse(リユース)再利用する、Recycle(リサイクル)再生資源として利用する、の頭文字をとったもの。ゴミ減量化の運動のこと。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町民一人当りのごみ排出量	kg	179	175	170
リサイクル率	%	18	20	22

関連計画

- ・太良町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
- ・太良町災害廃棄物処理計画
- ・太良町生活排水処理基本計画

基本目標 1 自然環境を守るチカラ

施策項目

住みよい居住環境の整備

施策の方針

町民の憩いやレクリエーションの場として、地域の特性や要望に応じた公園・緑地等の整備を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

町民の生活と密接に結び付いたライフライン（水道）を計画的に整備し、安全で安定的な給水の確保に努めます。

現状と課題

公園や緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、交流・憩いの場、子どもの遊び場となる重要な施設です。

本町は、有明海や多良岳といった山々の緑につつまれた優れた自然環境・景観を誇るまちであり、自然の緑や水に親しめる場は数多くあります。

しかし、町民の生活に身近な交流の場、憩いの場、子どもの遊び場としての公園・緑地等の整備状況は十分とは言えず、町内の子育て世代の多くが町外の公園を利用しています。このため、町内に身近な公園・緑地等の充実整備に努めていく必要があります。

一方、水道事業においては人口減少及び節水型社会の影響により給水需用が低減しており、給水収益の持続的増加が期待できない状況にあることから、増加する老朽管の更新費用の財源確保が課題であり、施設の長寿命化を図りつつ、併せて計画的な漏水調査・修理により、有収率¹の向上に努める必要があります。今後も広報誌等を活用し、水に対する理解と関心を高めてもらうよう啓発に努めます。

1 有収率：給水する水量（配水量）と料金として収入のあった水量（有収水量）との比率。

$(\text{有収水量} \div \text{配水量}) \times 100$

主要な施策

●公園・緑地等の整備、保全

町民のやすらぎの場、ふれあいの場としての機能が発揮できるよう、地域に身近な公園の整備、保全に努めます。親子が触れ合い、安心して子どもが遊べる公園と周辺環境を整備し、町外からの利用者を呼び込みます。

●公園・緑地等の維持管理の充実

町民と行政の協働のもと、公園・緑地等の維持管理機能の充実を図ります。

●計画的な水道施設の整備・水道事業の健全運営

安全でおいしい水を安定的に供給するため、水道施設の計画的な更新を図り、併せて災害に強い施設の整備を行っていきます。

また、町民生活や社会活動に不可欠な水道事業を維持していくために、管理・運営の効率化を行いコスト縮減と費用の平準化により、経営の安定化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
公園・緑地等の整備状況についての満足度	%	24.8	40.0	50.0
有収率	%	82.7	84.0	85.0
町営水道の満足度	%	59.5	62.0	65.0

関連計画

・太良町公共施設等総合管理計画

基本目標 1 自然環境を守るチカラ

施策項目

美しい景観づくり

施策の方針

町民共有の財産である美しい景観を守り、未来に継承するため、町民と行政が連携して継続的な景観づくりに取り組めます。

現状と課題

町の魅力ともなっている、多良岳、有明海に代表される美しい自然景観は、町民共有の財産であり、将来にわたり維持・保全に努めていく必要があります。また、特色を活かしたまちづくりを行うためには、固有の景観資源を活用した景観づくりを進めていくことが重要です。

美しい景観を次世代に残し未来に継承するため、町内で活動中の景観づくりの住民団体等に対し、継続的に支援を行うことが必要です。

また、農業経営の悪化に伴う農地の遊休化は、景観及び環境の悪化を招いており対応が必要になっています。

主要な施策

●自然と調和したまちづくりの推進

自然環境や景観の保全を基本に計画的な開発や土地の有効利用に努め、町民が誇りと愛着を持てる自然と調和したまちづくりを進めます。

●22世紀に残す佐賀県遺産支援事業費補助事業の活用

佐賀県が認定する佐賀県遺産の保存及び活用を図るため、所有者または地区代表者へ補助金を交付することで、地域を象徴する建造物や美しい景観を呈する地区が後世に継承できるよう進めていきます。

●荒廃農地の林地への転換

耕作再開の困難な農地については、林地への転換を推進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の景観の状況（太良町らしい美しい景観づくりなど）についての満足度	%	37.2	50.0	60.0

関連計画

- ・太良町農業振興地域整備計画
- ・太良町人・農地プラン

2. 産業を発展させるチカラ

基本目標 2 産業を発展させるチカラ

施策項目

農林業の振興

施策の方針

農業生産の安定と農業振興を図るため、従事者や生産組織の育成を関係機関と連携し多様な農業の展開に努めます。
森林については、山地の保全や水源涵養といった公益かつ多面的な機能の維持を主目的として、林業の振興に努めます。

現状と課題

農林業は、私たちの食を支えるだけでなく、美しい国土や景観を形成するとともに、災害の抑制にもつながる重要な営みとなっています。

耕種部門においては、人口減少や後継者・担い手不足による農業者人口の減少や荒廃農地の増加、有害鳥獣による被害の増大などの問題があります。そのため、荒廃農地が増加する中で、担い手の確保及び担い手への農地の集積化や基盤整備、有害鳥獣捕獲有資格者への支援が必要となっています。

また、畜産部門では、後継者確保の問題に加えて畜産業の経営を揺るがしかねない鳥インフルエンザ等の家畜伝染病に対する防疫の高度化が課題となっております。

本町が行う森林・林業の行政施策については、太良町森林組合と連携しつつ行っており、県内自治体のなかでも良好な森林管理ができています。しかし今後、森林の多面的機能を維持していくためには、一定程度の林業技術者の確保が必要であり、その為にも木材生産から加工・販売までの経済的に自立できる環境を整えていくことが必要です。

主要な施策

●農業生産基盤の充実

安定かつ効率的な農作業や農業経営が展開できるよう、生産基盤の総合的な整備に努め、遊休農地の有効活用や棚田の保全を進めます。

●担い手の育成・確保

人・農地プランの実質化の取り組みにより、農地の流動化を促進し農地の集積を促すとともに、認定農業者を増加させ、経営感覚に優れた農業経営体の育成を推進します。農業後継者や新規就農者、他産業からの新規参入者等の確保、育成を図るため、相談・指導の充実や就農希望者の発掘及び受け入れ体制の整備を図ります。

●有害鳥獣対策の推進

農作物や町民の生活にも悪影響を及ぼす有害鳥獣に対して、捕獲や防護柵などの対策を引き続き推進します。

●林業従事者の確保

林業に関わる担い手の確保・育成を進めるために、基金事業等を活用し支援します。また、将来的な担い手の育成のために、子どもたちに対する林業体験などを実施します。

●森林の保全・育成と総合的利用

森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、超長期的な森づくりの視点に立ち、森林の保全育成を進めます。また、そのような森づくりのシンボルとして設置した「多良岳200年の森」において整備する活性化施設を活用して行う学習・視察・研修により、町内の森林の長伐期施業¹への誘導や町民の森林に対する意識の高揚を図り、町民参加による森づくりまで繋げていきます。また、「多良岳200年の森」における取り組みの情報発信を図ります。

1 長伐期施業：日本におけるスギ・ヒノキを対象とした林業経営は、植栽してから伐採(収穫)するまで40年から50年のサイクルで行われている(標準伐期施業)が、木材価格の下落により、伐採時期とされていた40年生から50年生で伐採した場合は、これまでの育林経費を回収できず、かつ、新たに植栽から下刈りの経費が林業経営にのしかかるという状況に陥っている。そのため、伐採する時期を100年150年とか長期に設定し、その間に収穫としての間伐を繰り返しながら森林のもつ公益的機能と林業経営の安定を図る造林のやりかた。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
認定農業者数(再掲)	人	130	145	160
新規農業者数(親元就農給付金認定者) ※(再掲)	人	8	15	20
有害鳥獣による農作物被害額	千円	3,700	3,000	2,500
計画的な森林の保全育成(間伐面積)	ha	50	50	50

※累計数

関連計画

- ・太良町農業振興地域整備計画
- ・太良町人・農地プラン
- ・鹿島藤津地区鳥獣被害防止計画
- ・太良町森林整備計画
- ・太良町森林経営計画

基本目標 2 産業を発展させるチカラ

施策項目

水産業の振興

施策の方針

水産業の振興を図るため、漁業基盤の整備や栽培漁業を推進します。漁業協同組合への支援や後継者の育成・確保に努めます。さらに、多様な機関・団体とネットワークを形成し、漁業の6次産業化に取り組みます。

現状と課題

水産業は、食料供給の他に、伝統的文化の継承など、日本の魚食文化を支える重要な営みです。しかし、高齢化や漁場環境の悪化などを背景に水産業の衰退が問題となっています。本町の水産業は、豊かな有明海から恩恵を受けてきました。しかし、有明海を取り巻く環境の変化により漁獲量は減っています。

第4次太良町総合計画においては「有明海の再生」という目標を掲げていましたが、実現することは困難でした。本計画では、有明海の再生という目標は長期的なものとして堅持しながら、水産の現状を少しずつでも改善するような施策を進めます。

主要な施策

●生産基盤の整備

漁港施設の安全性を確保するため、機能保全計画に基づき、施設の整備を図ります。また、漁場の生産力を高めるため、魚礁設置事業や海底耕耘を進めます。

●資源管理型漁業の推進

水産資源の確保を図るため、つくり育てる漁業を推進します。

●漁業環境の整備

漁業経営の安定化を図るため、漁業協同組合の育成、支援を強化し、経営の効率化、合理化を図り、魅力ある漁業への再生と後継者の確保に努めます。また、魚介類の加工・販売など、漁業の6次産業化の取り組みを推進します。

●後継者の育成と経営体制の整備

各種事業の推進による漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

●ブランド力の向上

竹崎カニ、竹崎カキ、コハダのブランド力を高めるため、対外的PRを積極的に進め、販売量の拡大を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
漁家数(経営体) (再掲)	戸	187	177	168

関連計画

・太良町漁港施設機能保全計画

基本目標 2 産業を発展させるチカラ

施策項目

商工業の振興

施策の方針

商工会と連携しながら、既存商店の経営改善を図り、地元商業の育成に努めます。また、新規開業及び経営革新などを支援し、商業環境を整えます。地域経済の活性化と雇用の場の確保に向け、既存企業の体質強化を促進します。

現状と課題

本町の商業は、消費者ニーズの多様化、高度化等を背景に、町外の郊外型大型店やスーパーなどへ買い物客が流出し、町内の小売店は店舗数、販売額ともに減少しています。製造業は、経済のグローバル化によって激化した競争の中で、厳しい環境におかれています。

本町の商工業環境は、高齢化や人口減少によって、一層厳しさを増しており、商工会との連携のもと、商工事業者個々の経営の革新、サービスの向上等を促進していくことが重要です。そのため、各種融資制度の周知・活用等により、経営基盤の強化や新規開業への支援を図り、商工業振興に努めます。

主要な施策

●既存企業の体質強化の促進

商工会など、関係機関による経営診断、経営指導の充実を図り、経営体質の改善と経営基盤の強化を促進します。また、各種融資制度の周知と活用を促し、さらなる経営体質の強化を促進させます。

●創業相談窓口の充実

商工会、地域金融機関と連携し、創業相談者に対して適切な情報提供を行える相談窓口の充実を図ります。

●後継者問題への対策、町内企業への支援

町内事業者の安定した経営の持続のためには、後継者問題への対策が必要です。そのために、関係団体にて開催される事業継承に関するセミナーの活用に力を入れていきます。

●商工業の後継者対策の充実（再掲）

事業者の経営が安定するように環境支援するとともに、商品開発、設備投資等を支援し、未来を展望できる経営環境を整え、後継者の事業承継の気運を高めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
太良町中小企業融資件数	件	17	25	30
日頃、町内で買い物をする率	%	63.8	65.0	70.0

基本目標 2 産業を発展させるチカラ

施策項目

ブランド化の推進

施策の方針

町の特産品に磨きをかけて、地域ブランドの確立を目指します。

現状と課題

本町には、みかんをはじめとする果実類、林産物、畜産物、竹崎カニ、竹崎カキ、コハダなど長年をかけて培われてきた定評の産品があります。これらは素材としては一定の評価を得ているものの、市場競争力を高めるためには、より一層のブランディングを目指す必要があります。

そのために、産地のイメージアップを図るための体験農業や都市との交流、地域経済と直結する観光部門との連携、安心安全で良質であることを保証するための地域ブランディングの仕組みづくりなどを目指す必要があります。

主要な施策

● 地域ブランドの推進

農林水産業の団体、観光協会、商工会等と協働し、地域の更なるイメージアップ、体験型観光や農産物・加工品の直売、6次産業化、高品質化を推進し、太良町ブランドの確立に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
新たな製品の開発	—	農林水産業の団体、観光協会、商工会等と連携し、特産品の太良町ブランドの全国展開を目指す。		

基本目標 2 産業を発展させるチカラ

施策項目

雇用の促進

施策の方針

雇用機会を拡充し、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず希望する人が働き、すべての就業者が心身ともに健康で就業できる環境づくりに努めます。

現状と課題

人口減少に伴う生産年齢人口の減少により、事業維持及び拡大のための人材の確保が困難となりつつあります。人材の確保が困難になると、事業者の安定した経営に支障が生じ、また、町内への企業の新規参入にも影響が出ます。

既存事業所の支援など各種産業振興施策を一体的に推進し、雇用の場の充実に努めるとともに、関係機関との連携のもと、地元就職及びU・I・Jターンの促進、女性や高齢者・障害者などの雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促進していくとともに、勤労者福祉の充実を図っていく必要があります。

近年では、本町でも海外からの技能実習生が増加傾向となっており、そうした方々に対し地域でも多文化共生を推進するために雇用、生活、教育、防災など多角的視野で対応する必要があります。

主要な施策

●雇用機会の確保と地元就職の促進

就職相談や職業斡旋等の情報提供に努め、また、U・I・Jターンに関する広報活動を推進します。また、既存事業所への支援、起業への支援など各種産業振興施策の積極的推進により雇用の場の拡充を目指します。

●女性、障害者、高齢者の雇用促進

事業所に向けて啓発を行い、性別、年齢、障がいの有無にかかわらず就業を希望する人が働けるよう、雇用を促進します。

●勤労者福祉の充実

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の大切さや「働き方改革」の意義を啓発し、町民が公私共々充実した生活を送ることができるよう、福利厚生機能の充実に努めます。

●新たな産業の育成による雇用の確保

「商工業の振興」(p.59)「ブランド化の推進」(p.61)と関連づけながら、本町が持つ地域資源を活用して新たに起業する事業者に対し支援を行います。

●外国人就労者を含めた受け入れ体制の充実

労働条件の改善や働きやすい環境づくりについての事業主への啓発等を進め、福利厚生機能の充実に努めます。

在住外国人労働者に対しては、安心して地域で暮らせるよう、生活者視点に立った行政サービスを実施します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町外常住者の町内事業所への 就業者数	人	829	915	990

※現状値は2015(平成27)年国勢調査の確定値である。

3. 人をそだてるチカラ

基本目標3 人をそだてるチカラ

施策項目

子育て環境の向上

施策の方針

子どもが健やかに成長し、誰もが安心して子どもを育てることができるまちづくりを進めるため、保育サービスの充実等、総合的な子育て支援体制の整備に努めます。

現状と課題

本町では、第2子の保育料無料化、特別保育の推進、子育て相互支援事業、結婚祝金や誕生祝金の支給、高校生までの医療費助成、放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室の開催など、幅広い子育て支援策を実施してきました。保育所の待機児童や放課後児童クラブの待機児童は、現在のところいません。

一方近年、全国的に児童虐待等が増加傾向にあり、本町でもその対応が課題となっています。現状では育児不安・子育ての悩み等への相談体制は不十分なものとなっています。子育て世代を支援するためにも、総合的な子育て支援体制の整備が必要となっています。子育て家庭を地域全体で支援するという視点に立って、関係機関が一体となって、家庭や地域の子育て機能を高めるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。

主要な施策

●安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援をすることで、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。また、働きながら子育てをするための保育所・学童保育等の保育サービスの充実に努め、待機児童が出ないように取り組みを進めます。

●学ぶ場の提供と相談窓口・支援体制の充実

出産や子育てについて学ぶ機会を提供し、子育てを身近に感じることができるよう意識啓発を進めます。子育て世代包括支援センターの設置を進め、専門職等が連携して、子育てへの様々な悩みや不安についての相談窓口の充実と相談後の支援体制の強化を図ります。

●児童虐待発生予防や対応の体制充実

要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心として、子どもを守る地域ネットワーク機能を強化し、児童虐待の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、里親制度についての周知や啓発を行い、地域の人たちの理解につなげます。

●子ども家庭総合支援拠点の設置

子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊産期から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう保健師などの専門職が相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、個々のニーズ、家庭の状況に応じて最善の方法で問題解決が図られるよう適切な支援を行います。

●結婚祝金補助事業

結婚を奨励し、人口減少防止及び定着化を図ります。

●誕生祝金補助事業

誕生祝金を交付し、人口減少防止及び定着化を図ります。

●保育環境改善事業（第2子保育料無料化事業）

第2子の保育料を無料化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
保育所入所待機児童	人	0	0	0
子ども家庭総合支援拠点の設置	箇所	0	1	1

関連計画

・太良町子ども・子育て支援事業計画

基本目標3 人をそだてるチカラ

施策項目

教育環境の充実

施策の方針

一人ひとりの能力と適性に応じた教育を実践するとともに、情報教育、環境教育、国際教育、福祉教育、食育など、多様な教育や体験を通して確かな学力と豊かな心と健やかな体を育む教育を推進します。

現状と課題

少子高齢化、核家族化が着実に進んでおり、子どもたちを取り巻く環境は急激に変化しています。家庭と地域とのつながりが薄れゆく中で、地域・学校・家庭が連携し、変化の激しい社会の中を、生きぬいていくための「生きる力の育成」を重視した教育内容の一層の充実が課題となっています。

未来の太良町を担う子どもたちに向けて、生きる力を身につけさせる主体的かつ特色ある教育活動を推進し、特別支援教育の充実、教育相談の体制整備など、総合的な取り組みをこれまで同様一体的に進めていく必要があります。

また、本町では、これまでICT教育機器の整備や利活用を積極的に行ってきました。これからは、これらの機器を活用し、児童生徒が高度に情報化されていく社会に対応できるよう、ICT教育を通じて情報等へ日常的に接し活用し判断していく教育の推進や、教育現場環境の校務の効率化を図ることが重要になります。

主要な施策

●「生きる力」となる確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成

「生きる力」を育むために、基礎的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力を育む学習活動の充実、体育・食育の充実を図ります。

また、地場産の農産物の活用を図るとともに、栄養バランスのとれた安全で安心な給食の提供や、食育の充実に努めます。

●ふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒の育成

ふるさとに愛着と誇りを持つ児童・生徒を育成するために、郷土教材を活用した学習や地域の中で体験的・協働的に学ぶ機会を設け、その結果を町内外にも発信していきます。

●特別支援教育の充実

心身に障がいのある児童生徒等に対し、教育相談活動を充実するとともに、一人ひとりの適性や障がいの程度に応じた学習指導を行い、特別支援教育の充実に努めます。

●国際的なコミュニケーション能力の育成

国際的なコミュニケーション能力を育成するために、英語科と外国語活動の充実を図るとともに、児童・生徒に国際交流の機会を提供していきます。

●Society5.0¹の時代に対応できる児童・生徒の育成

Society5.0の時代に対応できる児童・生徒を育成するために、ICTを活用した学習環境をさらに充実させ、情報活用能力やメディア・リテラシー²を高める教育を推進します。

●入学祝金補助事業

小学校の入学準備に係る費用の経済的負担の軽減を図り、子育て世代の支援を行います。

1 Society 5.0:超スマート社会のこと。狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5の新たな社会をデジタル革新、イノベーションを最大限活用して実現するという意味で、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された。

2 メディア・リテラシー:各メディアに流れている情報が、正確なものかどうかを判断できる能力のこと。

●学校給食補助事業

教育費の軽減及び家庭環境の向上と安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを支援していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の学校教育環境（教育内容の充実、施設の充実等）についての満足度	%	56.8	60.0	65.0

基本目標 3 人をそだてるチカラ

施策項目

太良町の歴史・文化の保存・教育の推進

施策の方針

学校や社会教育と連携しながら、町民が本町の歴史や文化に誇りを持つまちにしていきます。そのために、史跡の保存・整備と無形民俗文化財や地域特有の民芸民俗文化の伝承に努めます。

現状と課題

本町には、多くの文化遺産が存在します。本町の歴史や文化は、本町の特性の中でも誇るべきものであり、未来へ継承する遺産・地域活性化につなげる交流資源として大きな役割を担っていることから、有形・無形の貴重な文化財について保護を行っていく必要があります。

また、芸術・文化は、町民の心を豊かにし、地域の個性や独自性を生み出します。町民の主体的な芸術・文化の活動は、現在でも活発に行われていますが、人口減少による若者の確保と後継者育成が深刻な問題になっています。

そのため、今後とも各種芸術・文化団体の自主的な活動を一層促進していくとともに、町民の歴史や文化への意識を醸成していく必要があります。

主要な施策

●文化団体活動への支援

既存団体の活動を支援するとともに、成果発表の機会を創出し、会員の増加や活動の活性化を図っていきます。

●文化財に対する理解の促進

文化財のリスト化や歴史講座などの開催を行い、本町の歴史や文化財について町内外の人が情報を手に入れやすいように工夫します。

●町内文化遺産の適切な保存と次世代への継承

文化遺産の価値判断のための体制整備を検討し、次世代に受け継がれるべき遺産を町文化財に指定し、保存・保護・活用を推進します。

また、文化財を学校や社会教育の教材として有効に活用し、学習の充実に努めます。

●文化財の観光への活用

本町の歴史・文化財・景観などを活かし、町のPRやコンテンツツーリズム¹などの観光メニューの開発に役立てることで、町の活性化につなげます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
文化連盟加入者数	人	354	354	354

1 コンテンツツーリズム：小説・映画・テレビドラマ・マンガ・アニメ・ゲーム・音楽・絵画などの作品に興味を抱いて、その作品に登場する舞台、作者ゆかりの地域を訪れる旅のこと。コンテンツを通じて醸成された地域固有の「物語性」を観光資源として活用する観光のこと。

基本目標 3 人をそだてるチカラ

施策項目

青少年健全育成の充実

施策の方針

家庭・学校・地域が連携し、地域全体で青少年の健全育成が行えるまちづくりを行います。みんなで青少年を守り育てる社会環境の整備を図ります。

現状と課題

本町では、青少年育成町民会議を中心にして、放課後や週末における様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援してきました。

これまで、各種教室・大会等を通じて世代間交流ができる機会を提供することで、青少年の健全育成を図ってきました。しかし、今後人口減少が懸念される中、参加者を減少させない取り組みや、担い手となる人材育成の確保が必要となっています。

また、地区子どもクラブでのボランティア活動や区内における伝統芸能継承活動への参加を推進することも必要です。

地域における見守りについては、地区内における子ども見守り(見守り隊等)の組織整備及び学校との連携が必要となっています。

主要な施策

●青少年育成町民会議の活性化

青少年健全育成の要となる青少年育成町民会議を活性化していきます。

●青少年活動の推進

各種青少年団体・グループを育成し、自主的活動と相互交流を支援します。また、様々な活動を支えるリーダーの養成に努めます。

●子育て支援事業の推進

子どもが放課後に安全で安心して活動できるよう支援体制を整備し、各種健全育成活動を推進していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
子ども見守り隊の団体数	団体	0	2	4

関連計画

・太良町子ども・子育て支援事業計画

基本目標 3 人をそだてるチカラ

施策項目

生涯学習・社会教育の推進

施策の方針

町民の自発的な学習活動を支援していくために、多様な学習機会や学習情報の提供、指導者の発掘・養成に努めます。併せて、学習活動の場となる施設の整備、充実を図ります。

現状と課題

豊かな人間性を育むためには、町民が生涯にわたって自由に学ぶことができる環境や、学びによって得られた知識や技能を様々な場面で活かすことのできる環境が必要です。

しかし、少子高齢化、定年の延長、学びの多様化等により、生涯の各期における学習課題がますます多様化、複雑化してきています。これに対応し、すべての町民が自発的意志に基づいて学習活動を行い、その成果が適切に評価され、地域社会の発展に活かされる環境づくりが求められています。

今後も町民の積極的な学習活動を支援するため、公民館など社会教育関連施設のハード・ソフト両面の充実にも努めるとともに、学習に関する情報提供を積極的に行い、町民のニーズに応じた学習内容の充実を図る必要があります。

主要な施策

●学習機会の充実

様々な媒体を通じて広く生涯学習情報の提供に努めるとともに、町民のニーズに応じた学習内容や学習機会を提供します。本町の恵まれた自然をはじめ、歴史・文化財等の資源を活用した学習機会の充実に努めます。

●施設の整備、充実

中央公民館などの社会教育施設の維持・整備に努め、生涯学習活動を支援します。町民の学習活動に有効に活用できるよう、小・中学校図書室や他自治体の公共図書館と連携し、図書館機能の充実に努めます。

●人材の発掘、養成

社会教育関係団体や自主的なグループ、サークル等の育成・支援を行うとともに、生涯学習に関する指導者の発掘、養成を推進します。

生涯学習によって得た知識や技術など、その学習成果をボランティア活動に活かす場づくりに努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
中央公民館利用者数	人	6,316	7,000	7,200
図書館の町民一人当たり貸し出し冊数	冊	2.2	2.3	2.5

関連計画

・太良町公共施設等総合管理計画

基本目標3 人をそだてるチカラ

施策項目

スポーツの振興

施策の方針

すべての町民が生涯にわたって気軽にスポーツやレクリエーションに親しめるよう、施設の整備、充実を図るとともに、その機会を提供するための各種大会や教室などの開催に努めます。また、町民の多様なニーズに対応するため、指導者の発掘、養成に努めます。

現状と課題

本町では現在、総合型地域スポーツクラブを中心にスポーツの普及促進が図られており、参加者も増加の傾向にあります。人口が減少傾向においても、参加者を維持する取り組みが必要だと考えられます。

総合型地域スポーツクラブが実施している交流大会や教室を引き続き実施しながら、誰もが参加しやすい新しい事業を推進していくことが必要です。

幼児、学生が減少する中、スポーツ団体の増加は望めないのが現状となっています。スポーツ指導者の育成については人材確保と運営資金、スキルの向上などの支援が、今後必要となってきます。

スポーツ施設については、補修を進めています。しかし、建設年度が古く大規模改修の検討が必要な施設もあり、太良町社会教育・スポーツ施設個別施設計画を基に適切な維持管理をしていく必要があります。

主要な施策

●新たな軽スポーツ教室の開催・推進

個人で気軽に活動できる健康体操(ダンス)や少人数でできる軽スポーツ教室を開催し誰もが参加しやすい環境づくりを進めていきます。

●既存団体の支援

既存のサークルや講座の参加者を増やすとともに、新たな魅力のある講座の創設を図ります。スポーツ団体においても、既存団体を支援し、団体の存続ができるように支援を行います。

●社会教育・社会体育施設の利用促進

町内の各種イベントの活性化、既存イベントの参加者増加のため、参加しやすく魅力あるイベントを企画立案していきます。また、関係団体と連携して積極的なPRを行います。利用者のニーズや使用目的に配慮した改修計画をたて、改修を行っていきます。

●指導者の確保、養成

優れたスポーツ指導者、リーダーを養成するため研修会の参加に対する支援などを行います。地域の身近なスポーツ活動を支えるため、新たな指導者の確保に取り組みます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
スポーツ教室参加者数	人	1,084	1,200	1,280
B&G 海洋センター指導者数	人	35	40	44

関連計画

・太良町社会教育・スポーツ施設個別施設計画

基本目標 3 人をそだてるチカラ

施策項目

多様性のある人権社会の実現

施策の方針

関係機関や団体と連携を図りながら、あらゆる場において人権教育・啓発活動に努めるとともに、各種相談事業の充実や相談機関等の情報提供に取り組みます。

現状と課題

人権相談や学校での人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンスなどの問題が発生しています。そのため、学校、保育園、認定こども園、家庭、地域、職場など、町民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが必要となっています。

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行う等の様々な問題が発生しています。そのため、情報の発信・収集にあたり個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身につけ、情報を主体的に読み解き活用する力を養う必要があります。

主要な施策

●啓発活動の推進

人権問題に関する町民の理解を深めるため、学校、保育園、認定こども園、家庭、地域、職場など、あらゆる場において、関係機関や団体と連携し、人権教育・啓発活動に努め、人権意識の普及・定着を図ります。

●人権問題に関する相談体制の充実

差別、いじめ、虐待、ドメスティック・バイオレンス、LGBT¹等、様々な人権問題から町民の人権を擁護するため、各種相談事業や相談機関の情報提供等を行います。人権擁護委員や生活相談員、民生委員・児童委員等と連携し、当事者の立場に立ったきめ細かな相談活動ができる体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や人権擁護等の取り組みの充実を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
人権啓発事業の実施回数	回	15	20	24
人権講演会や研修会の開催回数	回	0	2	3

1 LGBT(エル・ジー・ビー・ティー):女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)、性同一障害(トランスジェンダー、Transgender)の各単語の頭文字を組み合わせた表現のこと。

4. 暮らしを守るチカラ

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

健康づくりの推進

施策の方針

「健康寿命の延伸」を目標とし、地域、医療機関、行政が連携して、ライフステージとライフスタイルに応じた健康づくりを推進します。また、最新の健（検）診データを分析し、最良の健康増進事業を提供します。

現状と課題

健康づくりは、町民一人ひとりの意識と行動が基本です。健康の意識を高めるために、特定健診とがん検診（以下各種健（検）診と表記）の機会を利用し、町民目線のわかりやすい情報を発信していますが、まだまだ啓発活動が必要です。

各種健（検）診の内容は年々充実していますが、受診率を上げることが課題です。特定健診は、保健推進員各位の協力を得て受診勧奨を行い高い受診率になっていますが、がん検診の受診率は目標までに開きがあります。

特定健診のデータによると、高血圧症の方が県内の市町と比べると多く、糖尿病も今後増えることが読み取れます。偏った食習慣が原因の一つと考えられるので、食習慣の改善が必要です。また、適度な運動も効果的なので、食習慣の改善とセットで情報提供し予防を進めなくてはなりません。

母子保健については、平成 30 年度に ICT を利用した母子手帳アプリ「たらっ子メモリー」を導入し、子育てに関する情報を発信しています。核家族化に起因する母子の、家庭や地域からの孤立を解消するために「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠中から出産、産後の支援まで、切れ目なくサポートすることが求められています。

精神保健については、精神保健福祉相談を行っています。相談者は、当事者や家族など様々で、相談内容もアルコール依存症や、精神疾患など多岐にわたります。一人で抱え込まずに行政や地域に相談できる環境を整えることが必要です。

主要な施策

●特定健診受診率の向上

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

●がん検診受診率の向上

がん検診等の在り方を検討、改善し、より良い受診環境を整えます。また、精度管理を行い質の高い充実した検診を提供し、受診率を向上させます。

●母子保健の充実

母子手帳交付から妊婦と顔の見える相談しやすい関係をつくり、乳幼児及び妊産婦の相談支援体制など、各事業の一層の充実に努めます。「たらっ子メモリー」の利用促進を図り、乳幼児健診やイベント情報を、保護者が常に情報収集できるように、随時配信します。

また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産期から子育て期にわたり、地域で安心して妊娠・出産・子育てが出来るよう保健師などの専門職が相談支援を行い、必要に応じて個別に支援プランを策定します。関係機関と連携し、切れ目のない継続した支援を行います。

●精神保健対策の推進

本町では、誰も自殺に追い込まれる事のない社会を目指して平成30年度に自殺対策行動計画を策定し、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と位置付けました。

自殺が身近に起こりうることとして、地域で支えていく体制が必要とされ「気づく、つなげる、見守る」という意識が共有されるよう、また、危機的状況に陥った場合に、一人で抱え込まずに、誰かに援助を求めることが社会全体の共通認識となるよう啓発事業を行います。

また、町民が住み慣れた地域で快適な生活が送れるように、個別に相談に応じ、関係機関と連携して相談者を支援します。

●歯科保健対策の推進

乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期のライフステージごとの特性を踏まえた歯科保健対策を推進し、町民一人ひとりが住み慣れた地域において、健康な笑顔とお口で長寿を享受できることを目指します。

●食育の推進

食育推進の4本柱(正しい食習慣の確立、食文化(郷土料理等)の継承と地産地消の推進、食環境の整備、食育の推進)に沿った各種施策を推進します。特に高血圧症対策として減塩の食習慣を進めます。また、町民一人ひとりが食育の意義や必要性を理解し、自ら実践できるよう支援します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
子育て世代包括支援センターの設置	箇所	0	1	1

関連計画

- ・第2次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- ・太良町のいのちを守る自殺対策行動計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

保健・医療体制の充実

施策の方針

誰もが身近な地域で安心して暮らせるよう、県及び近隣市町並びに医療機関や医師会等との連携を強化し、地域医療体制の充実を図ります。

現状と課題

少子高齢化の進行や疾病構造の変化に伴い、医療技術の専門化など医療に対するニーズは多様化、高度化しています。

町民のかかりつけの医療機関としては、内科、整形外科を中心に一次・二次医療の提供、また、子育て支援の一翼を担う小児科も常勤医師の確保ができており、地域ニーズに合った医療提供を行っています。平成30年度にはMRIを導入し整形外科や脳疾患の診断能力も向上しています。

しかし、今後も医師の確保は課題となります。また、人口減少に伴い医師以外の専門職の採用も課題となっています。

救急医療体制については、救急搬送患者のほとんどが高齢者で、半数近くはかかりつけの患者となっています。訪問診療や訪問看護を充実させるとともに、訪問介護事業との連携を密にとり、家族の負担も軽減できるような体制を作り、自宅での看取りができる環境を地域包括ケアの中で考え推進していく必要があります。また、アドバンス・ケア・プランニング¹についての地域住民への理解が必要となっています。

1 アドバンス・ケア・プランニング(Advance Care Planning : ACP) : 患者さん本人と家族が医療者や介護提供者などと一緒に、現在の病気だけでなく、意思決定能力が低下する場合に備えて、あらかじめ、終末期を含めた今後の医療や介護について話し合うことや、意思決定が出来なくなったときに備えて、本人に代わって意思決定をする人を決めておくプロセスを意味する。

主要な施策

●地域医療体制の充実

引き続き、地域の中核病院である町立太良病院の充実のため、医師の確保及び医療・介護スタッフの確保に向けた支援を行うとともに、地域ニーズに合った医療機器の整備に努め、町民に身近な医療を行う、かかりつけ医の定着による一次・二次医療を推進します。

●地域包括ケアの充実

超高齢化社会になる中、行政、地域の医療機関、介護施設及び、地域住民が主体となるボランティア団体等が連携し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、研修会や講演会などを通じて包括ケアの浸透を図ります。

●感染症対策の推進

各種感染症に関しては、佐賀県感染症発生動向調査により情報収集を行い、流行情報をいち早く町民にお知らせし、感染の予防と拡大防止に努めます。また、手洗い教室や、地域での健康教室を通じて、感染症に関する正しい知識の啓発を行います。

●救急医療の充実

佐賀県、杵藤地区の自治体、医師会及び救急隊と連携し、救急医療体制の確保と地域救急医療体制の充実を図ります。また、歯科医師会とも連携し、休日・夜間の救急医療体制の充実を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町民向け講座の開催回数*	回	1	2	3
町内医療福祉関係者研修会回数*	回	1	2	3

※町立太良病院として主催した回数である。

関連計画

- ・第2次太良町健康増進計画及び食育推進計画
- ・杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

高齢者福祉の充実

施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で健康に暮らせるよう、介護予防の推進、福祉サービスの充実に努めます。また、高齢者の社会参加や生きがいを推進し、お互いに支え合える地域社会の実現に努めます。

現状と課題

本町では、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開するとともに、高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んできました。その中で、様々な課題が浮かびあがっています。

まず、高齢者支援を行うためには、地域課題について町民と共有しながら、利用者にとって有益な生活支援サービスの掘り起こし等が必要となっています。

また、予防給付・介護給付に関しては、給付を適切に行うためのマンパワーの確保と高齢者の給付からの自立を目指した支援の充実が必要となっています。

他に、高齢者福祉に関する町民ニーズを把握すること、高齢者の自立を阻まない範囲でのサービスを充実させること、認知症高齢者数の把握及び移動手段の確保等について、具体的対策が必要となっています。

高齢者が住みよいまちづくりの推進に向け、事業について着実な実行とともに、町民が共に支え合う地域づくりの推進が求められています。

主要な施策

●高齢者支援推進体制の強化

高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、制度やサービスの周知をはじめ、認定調査の充実、苦情への適切な対応、サービスの質の向上、総合的な推進体制の強化を図ります。町民に寄り添い、ニーズを把握しながら、新たな生活支援サービス(地域サロン等)の構築を進めていきます。

●地域支援事業の充実

地域包括支援センターを中心として、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等の地域支援事業を行い、総合的に介護予防対策を行います。また、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等、地域支援事業の充実を図っていきます。

●介護保険サービスの充実

要支援認定者を対象に、重度化を防止するための各種の介護予防サービスや地域密着型介護予防サービス等に対する予防給付を実施します。

また、要介護認定者を対象に、訪問介護や通所介護等の居宅サービスや地域密着型サービス、施設サービス等に対する介護給付を実施します。更に、サービス給付者が自立できる支援を充実させていきます。

十分なサービスを提供できるよう人員の確保に努めます。

●生きがい生まれるまちづくり

高齢者の生きがいづくり等に関する町民ニーズを的確に把握し、高齢者が生きがいを持って豊かな生活を送れるよう、老人クラブ活動の支援や高齢者の学習・健康づくり・交流の場の提供に努めます。また、高齢者の経験・知識・技能が発揮できるよう就業、社会参加を促進します。

また、高齢者の介護予防・健康づくりに向け、関連部局の連携強化のもと、健診・指導や健康教育・相談を行います。

●住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

認知症高齢者数を把握できる体制を整え、関係部門、関係機関・団体が一体となって、住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実を図るほか、緊急通報システムや地域での見守り活動など、住み慣れた地域での生活を支援し、高齢者が住みよいまちづくりを総合的に推進します。

また、認知症施策事業(認知症カフェ等の充実)についての具体的取り組みを検討し、実施していきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
要介護認定率	%	19.8	18.0	17.0
認知症カフェの利用者数	人	67	150	240
認知症サポーター数	人	169	600	1,000
新たな生活支援サービス(地域サロン等)数	箇所	1	5	10

関連計画

- ・太良町高齢者福祉計画
- ・杵藤地区広域市町村圏組合第7期介護保険事業計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

障がい者福祉の充実

施策の方針

障がいのある人が地域において受け入れられ、共に生きられるよう、福祉サービスや生活支援の充実を図ります。また、就労支援等社会参加ができるよう環境を整えます。

現状と課題

障害者総合支援法の施行など、障がいのある人を取り巻く制度は大きく変化しており、本町においても「太良町障害福祉計画」「太良町障害者計画」に基づき障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう様々な障害者福祉施策を推進してきました。今後も、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、引き続き日常的な生活支援や各種サービスの充実に努める必要があります。

障がい者の高齢化による障がいの重度化・重複化の進行に加え、介護者の高齢化もあり、支援が必要な障がい者が増加しています。また、時代とともに障がい者が抱える生活課題や支援ニーズも多様化・複雑化し、さらに難病の人も障害福祉サービスの対象となる等、求められる福祉サービスも多様化しています。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制とともに、有償ボランティアや町独自のサービス等が必要です。

主要な施策

●障害者支援の総合的推進

障がいのある人が地域で生活するためには、在宅福祉サービスの充実が必要です。地域や利用者の実情に合わせた福祉サービスの充実のため、相談体制と地域生活支援事業の充実や地域自立支援協議会の機能強化に努めます。また、様々なニーズに対応するため、有償ボランティアや町独自のサービス等の充実に努めます。

●広報・啓発活動等の推進

様々な人が共に暮らせる、多様性のある開かれたまちづくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育、交流事業の推進に努めるとともに、「障害者差別解消法」の理念に基づいて、障がい者が住み慣れた地域で生活が送れるよう住まい、働く場、活動の場への支援に努めます。

また、地域包括支援センターを核に、介護予防ケアマネジメントや総合的な相談、権利擁護等を行う包括的支援事業を行っていきます。

●保育・教育の充実

障害児保育や特別支援教育の充実に努め、適切な就学・就労相談及び指導に努めます。特別支援を要する児童は増加傾向にあり、障がいの状態も多様化しているため、支援の継続と支援員の確保を行います。

●就労機会や居住の場の拡大と社会参加の促進

障がいのある人が地域行事やスポーツなど様々な機会を通じて社会に参加できるよう、その機会の充実に努めます。障がいのある人の就労のため関係機関と連携し、就労支援体制を整備します。また、ミスマッチを減らし、安心して仕事を続けられるよう町民や事業者への理解啓発、福祉サービスの利用促進に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
サービス提供事業者の育成・確保	事業所	5	5	5

関連計画

- ・太良町障害福祉計画
- ・太良町障害者計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

地域福祉の充実

施策の方針

町民が相互に支え、助け合い、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現するため、町民一人ひとりの相互扶助の意識を醸成するとともに、関係機関との連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

現状と課題

少子高齢化に伴い、核家族や独居高齢者世帯等が増加し、家庭で支えあう力が弱まっています。独居高齢者世帯が増加すると、福祉サービスだけでは在宅生活が困難になり、孤独死が増える恐れがあります。また、地域における人と人とのつながりが希薄になり、支えあう力も弱まりつつあるため、様々な地域課題が増えてくることが予想されます。

複合的な課題が増えていく中で、町民の福祉ニーズも多様化し、これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなっていきます。相談しても、町の福祉サービスだけでは解決しない課題や複数の担当が連携しないと必要なサービスにつながらない状況が予想されます。地域で課題を解決する力やボランティア育成を継続して行っていくことが必要です。

社会福祉協議会を中心に様々な地域福祉活動に取り組んでいます。町民が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、既存組織や団体の連携強化に取り組むとともに、町民自らの支え合い意識を醸成し、互いに助け合うことができる地域コミュニティづくりに努めることが必要となっています。

主要な施策

●福祉意識の高揚

地域福祉を推進するため、福祉、保健、医療及び教育分野との連携を図り、地域福祉に関する啓発や学習を通じ、福祉意識の高揚を図ります。また、福祉イベントの開催を通じて、地域住民との交流事業や世代間交流を進めていきます。

●地域共生社会の実現

社会福祉協議会への活動支援を行うことにより、その組織強化と取組の充実を図ります。また、民生委員・児童委員の活動充実、各種関係団体の活動支援を行うことで地域支援体制を拡充し、ボランティアやNPOの育成、そのネットワーク化に努め、多様な担い手が参画し、町民が主体的に支え合う地域共生社会の実現に努めます。

●生活課題を抱える世帯の暮らしを支える仕組みづくりの推進

地域福祉の担い手として、地域住民の参加や関係団体と連携した活動を進めていきます。また、地域住民の自主的な活動で地域づくりを進めていきます。

●人にやさしい環境整備の推進

年齢や障がいの有無に関係なく暮らしやすい町にするため、民間事業者と連携しながら、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

●ワンストップ福祉総合相談窓口の充実

専門職の職員を確保し、町民が福祉サービスの利用や相談などを気軽に行え、問題がワンストップで解決できるように努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
ボランティア連絡協議会会員数	人	267	280	300
福祉の総合相談窓口の設置数	箇所	0	1	1
住民主体の生活支援活動者数	人	0	50	100
福祉教育を目的とした研修会	回	2	5	10

関連計画

- ・太良町地域福祉計画
- ・太良町高齢者福祉計画
- ・太良町障害福祉計画
- ・太良町障害者計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

社会保障の充実

施策の方針

**国民健康保険制度が安定した制度として機能できるよう、
収納率の向上や医療費の適正化など、国保財政の健全化に努
めます。**

現状と課題

高齢化に伴い、医療や介護サービスを受ける人が増加するなか、国民健康保険の安定的な運営を行っていく必要があります。

国民健康保険税の収納率は94.1%と高く、スムーズな運営ができています。しかし、今後被保険者数の減少や医療費の増加が著しくなり、国民健康保険事業の運営を圧迫する恐れがあります。

国民年金制度については、不安のない老後の生活を保障するものであり、人々の生活に必要不可欠な制度ですが、近年、年金に関する様々な問題が発生し、不信感が増大する傾向にあるため、引き続き制度に対する町民の理解をさらに深めていく必要があります。

また、生活保護制度は、生活に困窮するすべての人々に対して必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援する制度ですが、社会・経済情勢の急速な変化に伴い、生活が困難な世帯が増えています。今後も、関係機関との連携のもと、低所得者に対する相談や生活保護制度の適正運用の促進に努めるとともに、低所得者の自立と生活意欲の高揚に向けた取組みを継続していくことが必要です。

主要な施策

●国民健康保険事業の適正運営

国民健康保険加入資格や資格異動未届者に対して個別指導等を行うなど、被保険者資格の適正化に努めます。

また、広報・啓発活動や医療費通知等を通じ、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書の点検調査の充実や被保険者への指導等により適正受診を促進し、医療費の適正化に努めます。

さらに、医療費に見合う国民健康保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

●特定健診受診率の向上（再掲）

健康づくりの第一歩は、特定健診を受け、自分自身の健康状態を知ることから始まります。特定健診の受診率を高めるために、受診者への保健指導を実施し、継続受診者を確保するとともに、未受診者への効率的・効果的な受診勧奨を実施し、更なる受診率の向上に努めます。

●国民年金制度の周知

広報・啓発活動の推進等により国民年金制度の周知を図るとともに、町民の年金受給権の確保のため、年金相談の充実を図り、制度への町民の理解と関心を高めていきます。また、年金事務所と連携し国民年金の資格異動、各種届出の受付、相談受付について適切な対応を行います。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
国民健康保険税収納率	%	94.1	94.6	95.0
特定健診受診率※	%	50.4	55.0	60.0

※現状値は2017年度の確定値

関連計画

・第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

消防・防災の充実

施策の方針

総合的かつ計画的な防災体制の整備及び推進を図るとともに、町民の防火、防災意識の高揚に努め、災害に強いまちづくりを推進します。

現状と課題

災害から町民の生命と財産を守り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の基本的な役割です。高齢化の進行など社会環境、生活環境の変化により、消防・救急需要は多様化しており、関係機関と連携した防災体制の充実が求められています。

また、区長を中心に自らの地域は自ら守るという、自主防災に対する防災意識の高揚を図り、自主防災組織の充実・強化の推進に努めるなど、防火・防災に努めています。

しかし、人口減少や高齢化の進行等を背景に、地域の消防の要である消防団においては、団員確保が困難となりつつあり、消防力の低下が懸念されています。また、町民の防災意識(自助・共助)・自主防災意識の欠如が危惧されます。

今後も、これまでの取り組みを一層進めるとともに、高齢者や障がい者など災害時の避難にあたって支援が必要となる避難行動要支援者¹への対策や地域での防災力の強化に向けた自主防災組織等の育成が必要となっています。

1 避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

主要な施策

●総合的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、町民や事業所と協力し、防災基盤である災害活動体制、情報連絡体制、消防救急体制、相互応援体制など、災害全般にかかる様々な体制を総合的に整備します。

また、町ホームページやメール、各種SNSといった多様なメディアを活用した情報の一括配信等、ICTを活用し総合的な防災体制の確立を目指します。

●町民の防災意識の向上、防災に関する知識の普及

災害に備えて、「自分の身は自分で守る」という意識づけを行い、町民が適切な行動を取れるよう啓発活動に取り組みます。町民の防災への理解、啓発活動を進めることで、災害が発生したときにとるべき行動が理解され、町民の防災意識が高まるように促していきます。また、町民を対象とした防火講習会・消火訓練、AEDによる応急処置講習会などを開催し、火災予防・初期消火・救命処置の知識の普及を推進します。

●地域での防災力の強化

地域における自主防災組織の育成・強化、防災ボランティアの育成を行います。また、各地区での防災研修会や避難訓練について自主的な開催を推進し、地域の防災力を強化していきます。

さらに、関係機関と連携して、避難行動要支援者の把握、地域での共有など横断的な避難支援体制の整備を図ります。

●消防団員の確保・消防施設等の強化

消防団の人員確保に加え、現状に応じた組織体制の整備に努めます。また、消防設備、資機材の更新、団員の知識及び技術の向上により消防力の強化を図ります。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
避難路・避難場所を知っている町民の割合	%	46.2	75.0	100
自主防災研修会・訓練の開催回数	回	0	20	45

関連計画

- ・太良町地域防災計画
- ・太良町水防計画書
- ・太良町津波避難計画

基本目標 4 暮らしを守るチカラ

施策項目

交通安全・防犯の充実

施策の方針

交通事故や犯罪のない安全・安心なまちを目指し、関係機関との密接な連携を図りながら、交通安全意識や防犯意識を高めます。

現状と課題

交通事故は、特に高齢者による事故が多発しているため、県・警察・学校・関係団体及び家庭と連携を図り、幼児から高齢者まで段階的・体系的な交通安全教室や自転車安全運転講習会を実施してきました。更に、交通事故防止や交通安全意識の高揚に努めるとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設や歩道の整備を進めてきました。今後も、交通安全の確保と交通の円滑化を図るため、計画的に道路、交通安全施設の整備に取り組んでいく必要があります。

車の運転が困難になった人に対して運転免許証の自主返納が促されていますが、自主返納した際の代わりとなる移動手段の確保が課題となります。

町民が犯罪にあわないようにするため、防犯灯の設置など、防犯環境の整備を進めるとともに、特殊詐欺犯罪など多様化する犯罪に対して防犯意識の高揚を図ることが必要です。

複雑化・多様化する消費者問題に適切に対応できるよう、日常的な相談・指導体制を充実するとともに、消費者教育の充実などによる消費者意識の高揚を図り、自立した消費者の育成に努める必要があります。

主要な施策

●交通安全対策の充実

交通事故の発生を防止するため、関係機関と連携して、子どもから高齢者までを対象とした交通安全教育の推進や交通安全運動の推進などにより、交通安全対策の充実を図ります。

●道路・交通環境の整備

町民の交通安全を確保するため、カーブミラー、ガードレール、道路照明等の整備を行い、危険箇所への信号機等の設置要望、歩行者を優先した道路環境の整備を行います。

●防犯意識の高揚

警察など関係機関と連携のもと、防犯に関する啓発活動を充実し、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。また、犯罪被害者等支援のための推進体制の整備と啓発活動を行います。

●防犯活動の推進

住民活動による防犯活動を支援、促進するとともに、町民や事業者等との協働のもと町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。また、行政区との連携により必要な防犯灯の整備と維持管理を進めます。

●消費者啓発活動と情報発信

消費者意識の向上のため、消費者教育や広報による啓発、消費生活情報の提供に努めます。併せて、消費生活相談体制の充実を図り、消費者保護体制を強化します。また、高齢者に向けては、老人会や社会福祉協議会と連携し、啓発活動を行っていきます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町の防犯体制(意識啓発の推進、防犯・パトロール活動の促進等)についての満足度	%	31.9	35.0	40.0
交通安全教室の開催回数	回	2	4	6

5. 地域のチカラ

基本目標5 地域のチカラ

施策項目

協働の推進

施策の方針

町民と行政が補完しながら、町民一人ひとりの暮らしの満足度が高まる協働社会づくりを推進します。

現状と課題

人口減少・高齢化が加速するなか、多様化する町民ニーズに対応するためには、行政のみがサービスを提供するのではなく、町民、CSO¹など様々な主体が担い手となり、お互いを補完しながら、まちづくりを進めていく必要があります。そのためには、「町民がまちをつくる主体」という意識を醸成する必要があります。

しかしながら、各種計画の策定にあたってはアンケート調査を行うとともに、町民の町政への関心を高めるために公募委員を募集していますが、委員の募集やワークショップへの申込者は少ない状況にあります。町民と行政が協働してまちづくりを進めていくためにも、町民参画の新たな手法や町民の行政への関心を高めるための手立てが必要であると考えられます。引き続き、広報誌、ホームページ、ケーブルテレビを通じた広報・広聴活動を行い、更なる内容充実を図ることが大切です。

1 CSO: Civil Society Organizations の略で、佐賀県ではNPO 法人、市民活動・ボランティア団体に限らず、自治会・町内会、婦人会、老人会、PTA といった組織・団体も含めて、「CSO」と呼称している。

主要な施策

●まちづくり意識の醸成

町民と行政が、協働に関する共通認識を持ち、委員等の一般公募やワークショップ、パブリックコメントなど、町の計画づくりやまちづくり活動における町民の積極的な参加を促すことで、まちづくり意識の醸成に努めます。

●CSOの育成、支援

様々な主体との協働社会を推進するため、CSOの自主的な活動を育成・支援するとともに、町民一人ひとりが気軽に活動へ参加できる環境づくりに努めます。

●広報・広聴及び情報提供の充実

広報誌、町ホームページ、ケーブルテレビを通じて、積極的な行政情報の提供に努めるとともに、様々な機会をとらえて町民からの意見聴取を図るなど、広報・広聴活動の充実に努めます。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
町ホームページの閲覧件数	件	194,851	270,000	330,000
町の広報・広聴の状況についての満足度	%	28.4	40.0	50.0

基本目標 5 地域のチカラ

施策項目

効率的自治体経営

施策の方針

多様化する行政課題に的確かつ柔軟に対応していくため、効率的な行政システムの確立を目指します。また、自主財源の確保や事業の見直し等による財政運営の健全化をより一層推進します。

現状と課題

本町の財政は、自主財源に乏しいため地方交付税への依存率が高く、町税の減少や社会保障費の増加等により財政の硬直化が進んでいます。自治体の財政力を示す財政力指数は、類似団体平均を下回っており、また、自治体の財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、類似団体平均を上回っています。人口千人あたりの職員数は、全国平均を下回っています。

行財政改革については、行財政改革の方針・実施計画などを念頭に、定員管理等計画を行っていますが、行財政改革に対する全庁的な意識改革が必要です。また、効率的、効果的な財政運営を推進していくためには、自主財源の確保と事務事業のさらなる見直し等を行っていく必要があります。

行政職員の人材育成については、様々な研修開催について職員へ周知を随時行っており、専門的な知識の習得のための研修派遣等を行っています。しかし、職員の業務量の増加等に伴い、各種研修への参加が困難となっています。

主要な施策

●行財政改革の推進

財政健全化に向けた取り組みを一層強化し、効率的、効果的な財政運営の推進に努めます。また、将来コスト等の予測を行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。財政の硬直化を抑制するため、経常経費(物件費、補助費等など)のさらなる縮減に努め、経常収支比率の改善を図っていきます。

●健全な財政基盤の確保

課税対象の的確な把握と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料については受益者負担の原則に基づき、必要に応じて見直しを行い、自主財源の確保に努めます。

行政需要に見合う国・県などの有効な補助事業や支援策を積極的に活用して、自主財源負担の軽減を図ります。

●効率的な組織機構改革

職員の効果的・効率的な職員配置を前提としたうえで、適正な定員管理に努めるとともに、新たな行政需要に対応できる組織機構の再編を推進します。

●人材の育成

人材育成基本方針に基づき、各種職員研修の機会を活用し、意識改革や専門的な知識、技術の習得など、職員の資質向上に努めます。また、新たな評価制度の導入等を行い、職員のモチベーションを向上させ組織の活性化を図っていきます。

●広域行政の推進

生活圏域の広域化、行政ニーズの多様化などに対応するため、広範な分野にわたって国や県、周辺市町との連携を強化し、効率的、効果的な行政運営に努めます。

●ICT 利活用による利便性向上

マイナンバーカードの啓発等により電子自治体の理解と普及を進め、申請・届出など行政手続のオンライン化を進めます。

●ふるさと応援寄附金の活用

本町へのふるさと応援寄附金事業は、地域産品の活用とPRにより、地域産業の活性化に寄与しています。今後においても、この事業を推進するとともに、町の知名度の向上及び産業の活性化を図るため、寄附者への返礼品を充実していき、寄附金については、子育て支援対策などの効果的な事業に活用していきます。

●町有財産の計画的で適切な維持管理

町が保有する公共施設等を次世代に適切に引き継ぐために、本町の将来的な財政状況・人口形態も考慮した効率的・効果的な維持・管理・運営方法及び施設配置を考慮した再編及び活用を図ります。また、未利用財産については売却などを検討します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
財政力指数	—	0.256	0.262	0.265
経常収支比率	%	89.5	88.0	86.0
公債費負担比率	%	12.5	12.2	12.0
町税収納率	%	98.4	98.5	98.6
ふるさと応援寄附件数	件	79,557	81,000	82,000

関連計画

- ・太良町行財政改革大綱
- ・太良町定員適正化計画
- ・太良町人材育成基本方針
- ・太良町情報セキュリティポリシー
- ・太良町公共施設等総合管理計画

基本目標 5 地域のチカラ

施策項目

男女共同参画社会の推進

施策の方針

男女共同参画社会の実現を目指し、すべての町民に対し、男女共同参画意識の高揚を図ります。また、まちづくりへの女性の積極的な登用や就労条件向上への支援など、男女がともに社会参画できる環境づくりを進めます。

現状と課題

社会経済の成熟に伴い、近年、様々な分野において、女性の役割が期待されています。しかし、男女雇用機会均等法の改正や「働き方改革」により、働く環境は整備されたものの、依然として男女が平等になっている状況となっておりません。急速な少子高齢化が進むなか、仕事と家庭の両立を図り、男女がともに地域社会に参画できる環境の整備が求められています。

近年、差し迫った課題として職域における女性の活躍推進が求められており、国においては 2015 (平成 27)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)」を制定しました。これを受け、自治会や企業と協力し、これまで以上に積極的に女性の活躍を推進していく必要があります。

主要な施策

●男女平等意識の教育、啓発

長く社会通年として通用してきた固定的な性別役割分担や、慣習・しきたりを変革していくためには、若年層からの教育・啓発が特に重視されます。本町では町内小・中学校と連携を図りつつ、早い段階から男女平等の意識を育むことにより、性別等に捉われず自らの個性や能力を活かし、他人を尊重できる子どもたちの育成に努めます。また、講演会等により若年層だけでなく、広く町民の意識啓発に取り組んでいきます。

●女性が活躍する地域づくり

まちづくりに女性の意見が十分に反映されるよう、各種審議会や委員会などへの女性の積極的参画を図ります。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)への理解を深めるために講座等を開催するとともに、育児や介護への男性の積極的な参加を推進します。各種グループの活動を支援するとともに、リーダーの育成や研修活動を推進し、各種地域活動へ積極的な参加を促進します。

成果指標

指標	単位	現状値 (2018年度)	中間目標値 (2023年度)	目標値 (2027年度)
委員会・審議会における女性委員の割合	%	22.8	40.0	40.0

関連計画

- ・太良町男女共同参画基本計画
- ・太良町特定事業主行動計画

議案第73号

平成31年度太良町一般会計補正予算（第5号）

平成31年度太良町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,283,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 地方特例交付金		19,005	169	19,174
	2. 子ども・子育て支援臨時交付金	15,738	169	15,907
12. 分担金及び負担金		43,057	212	43,269
	1. 分担金	13,644	132	13,776
	2. 負担金	29,413	80	29,493
14. 国庫支出金		545,847	4,569	550,416
	1. 国庫負担金	391,300	417	391,717
	2. 国庫補助金	151,446	4,152	155,598
15. 県支出金		527,349	20,304	547,653
	1. 県負担金	231,464	208	231,672
	2. 県補助金	269,408	23,496	292,904
	3. 委託金	26,477	△3,400	23,077
18. 繰入金		1,220,109	19,263	1,239,372
	2. 基金繰入金	1,196,377	19,263	1,215,640

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 諸収入		202,201	15,269	217,470
	5. 雑入	151,583	15,269	166,852
21. 町債		290,463	500	290,963
	1. 町債	290,463	500	290,963
歳	入	合	計	
		7,223,030	60,286	7,283,316

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		79,354	16	79,370
	1. 議会費	79,354	16	79,370
2. 総務費		2,273,418	1,594	2,275,012
	1. 総務管理費	2,128,700	3,832	2,132,532
	2. 徴税費	97,244	23	97,267
	3. 戸籍住民基本台帳費	24,754	65	24,819
	4. 選挙費	18,688	△2,326	16,362
3. 民生費		1,662,436	24,024	1,686,460
	1. 社会福祉費	1,081,109	13,085	1,094,194
	2. 児童福祉費	581,325	10,939	592,264
4. 衛生費		636,126	5,801	641,927
	1. 保健衛生費	377,881	5,801	383,682
6. 農林水産業費		591,522	9,392	600,914
	1. 農業費	276,191	8,534	284,725

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2. 林業費	144,988	130	145,118
	3. 水産業費	170,343	728	171,071
7. 商工費		176,639	29	176,668
	1. 商工費	176,639	29	176,668
8. 土木費		481,037	1,541	482,578
	1. 土木管理費	34,160	562	34,722
	2. 道路橋梁費	363,179	699	363,878
	5. 住宅費	58,411	280	58,691
10. 教育費		552,887	889	553,776
	1. 教育総務費	75,554	101	75,655
	4. 社会教育費	123,877	△692	123,185
	5. 保健体育費	145,095	1,480	146,575
11. 災害復旧費		58,207	17,000	75,207
	1. 農林水産施設災害復旧費	49,272	17,000	66,272
歳	出	合	計	
		7,223,030	60,286	7,283,316

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地等災害復旧 事業債(現年災)	500	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借り入れる政府資 金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その償 還者と協定するものによ る。ただし、町財政の都合 により、据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還もしくは低利に借換え することができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
9. 地方特例交付金	19,005	169	19,174	
12. 分担金及び負担金	43,057	212	43,269	
14. 国庫支出金	545,847	4,569	550,416	
15. 県支出金	527,349	20,304	547,653	
18. 繰入金	1,220,109	19,263	1,239,372	
20. 諸収入	202,201	15,269	217,470	

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
21. 町債	290,463	500	290,963	
歳入合計	7,223,030	60,286	7,283,316	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	79,354	16	79,370				16
2. 総務費	2,273,418	1,594	2,275,012	△3,346			4,940
3. 民生費	1,662,436	24,024	1,686,460	3,274			20,750
4. 衛生費	636,126	5,801	641,927	4,370		2,580	△1,149
6. 農林水産業費	591,522	9,392	600,914	4,240			5,152
7. 商工費	176,639	29	176,668				29
8. 土木費	481,037	1,541	482,578			600	941

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10. 教育費	552,887	889	553,776				889
11. 災害復旧費	58,207	17,000	75,207	16,335	500	132	33
歳出合計	7,223,030	60,286	7,283,316	24,873	500	3,312	31,601

2 歳 入

(款) 9. 地方特例交付金 (項) 2. 子ども・子育て支援臨時交付金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 子ども・子育て支援臨時交付金	15,738	169	15,907	1. 子ども・子育て支援臨時交付金	169	子ども・子育て支援臨時交付金
計	15,738	169	15,907			

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 1. 分担金

4. 災害復旧費分担金	5,004	132	5,136	1. 農林水産施設災害復旧費分担金	132	農地等災害復旧事業費分担金 (補助・現年災)
計	13,644	132	13,776			

(款) 12. 分担金及び負担金 (項) 2. 負担金

2. 衛生費負担金	2,706	80	2,786	1. 保健衛生費負担金	80	未熟児養育医療給付事業費保護者負担金
計	29,413	80	29,493			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	385,974	339	386,313	2. 児童福祉費負担金	339	子育てのための施設等利用給付交付金 (1/2)
2. 衛生費国庫負担金	191	78	269	1. 保健衛生費負担金	78	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/2)
計	391,300	417	391,717			

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	22,584	1,312	23,896	1. 総務管理費補助金	1,312	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (2/3・10/10) 1,258 通知カード・個人番号カード交付事業費交付金 (10/10) 54
2. 民生費国庫補助金	14,226	508	14,734	2. 児童福祉費補助金	508	保育所等整備交付金 (1/2)
3. 衛生費国庫補助金	65	2,332	2,397	1. 保健衛生費補助金	2,332	特定感染症検査等事業費補助金 (1/2) 1,637 母子保健衛生費補助金 (2/3) 695
計	151,446	4,152	155,598			

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	231,369	169	231,538	2. 児童福祉費負担金	169	子育てのための施設等利用給付交付金 (1/4)
2. 衛生費県負担金	95	39	134	1. 保健衛生費負担金	39	未熟児養育医療給付事業費負担金 (1/4)
計	231,464	208	231,672			

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

2. 民生費県補助金	40,236	1,000	41,236	2. 児童福祉費補助金	1,000	子どもの医療費補助金 (1/2)
3. 衛生費県補助金	2,694	1,921	4,615	1. 保健衛生費補助金	1,921	循環型社会形成推進交付金 (1/3)
4. 農林水産業費県補助金	182,656	4,240	186,896	1. 農業費補助金	4,240	死亡獣畜処理対策事業費補助金 (1/3) 100 中山間地域等直接支払交付金 (3/4) 36 営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金 (1/3) 1,822 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (1/2・45/100) 2,282
8. 災害復旧費県補助金	38,262	16,335	54,597	1. 農林水産施設災害復旧費補助金	16,335	農地等災害復旧事業費補助金 (現年災・96.6%・99.1%)
計	269,408	23,496	292,904			

(款) 15. 県支出金 (項) 3. 委託金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費委託金	25,970	△3,400	22,570	4. 選挙費委託金	△3,400	県議会議員選挙費委託金
計	26,477	△3,400	23,077			

(款) 18. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 財政調整基金繰入金	186,723	16,163	202,886	1. 財政調整基金繰入金	16,163	財政調整基金繰入金
9. ふるさと応援寄附金基金繰入金	792,100	3,100	795,200	1. ふるさと応援寄附金基金繰入金	3,100	ふるさと応援寄附金基金繰入金
計	1,196,377	19,263	1,215,640			

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

4. 雑入	151,580	15,269	166,849	2. 雑入	15,269	後期高齢療養給付費負担金精算金 8,493
						介護保険費負担金精算金 6,776
計	151,583	15,269	166,852			

(款) 21. 町債 (項) 1. 町債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
6. 災害復旧債	3,400	500	3,900	1. 農林水産施設等災害復旧事業債	500	農地等災害復旧事業債 (現年災)
計	290,463	500	290,963			

3 歳 出

(款) 1. 議会費 (項) 1. 議会費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 議会費	79,354	16	79,370				16	4. 共 済 費	16	共済組合負担金
計	79,354	16	79,370				16			

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	347,373	3,832	351,205				3,832	2. 給料	781	一般職給
								3. 職員手当等	2,424	扶養手当 △39 住居手当 △81 通勤手当 40 時間外勤務手当 2,000 期末手当 191 勤勉手当 141 退職手当組合負担金 172
								4. 共済費	127	共済組合負担金 122 共済組合事務費 5
								19. 負担金補助及び交付金	500	空き家等の適正管理推進費補助金
計	2,128,700	3,832	2,132,532				3,832			

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 税務総務費	43,723	△90	43,633				△90	4. 共済費	△90	共済組合負担金
2. 賦課徴収費	53,521	113	53,634				113	13. 委託料	113	税務システム改修委託料
計	97,244	23	97,267				23			

(款) 2. 総務費 (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

1. 戸籍住民基本台帳費	24,754	65	24,819	54			11	4. 共済費	△14	共済組合負担金
								11. 需用費	9	消耗品費
								18. 備品購入費	70	マイナンバー申請用備品
計	24,754	65	24,819	54			11			

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
14. 県議会議員 選挙費	3,579	△2,326	1,253	△3,400			1,074	1. 報酬	△370	投票管理者等報酬	
								3. 職員手当等	△1,887	時間外勤務手当 管理職員特別勤務手当	△1,815 △72
								7. 賃金	△65	事務補助賃金	
								9. 旅費	△4	普通旅費	
								11. 需用費	△538	消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 修繕料	△298 △9 △98 △33 △100
								12. 役務費	△333	通信運搬費	
								14. 使用料及び賃借料	△80	投票所等借上料	
								23. 償還金 利息及び割引料	951	県支出金精算返納金	

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	18,688	△2,326	16,362	△3,400			1,074			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉総務費	187,742	1,953	189,695	1,258			695	4. 共済費	100	共済組合負担金
								19. 負担金補助及び交付金	526	民生児童委員活動費補助金
								28. 繰出金	1,327	国民健康保険特別会計繰出金(事務費等)
2. 老人福祉総務費	432,588	106	432,694				106	23. 償還金利子及び割引料	106	県支出金精算返納金
4. 心身障害者福祉総務費	340,523	11,026	351,549				11,026	8. 報償費	12	障害者計画策定委員会委員報償金
								19. 負担金補助及び交付金	△1,376	特別支援学校放課後児童健全育成事業負担金
								20. 扶助費	318	障害者自立支援医療費(育成医療)
								23. 償還金利子及び割引料	12,072	国庫支出金精算返納金 8,053 県支出金精算返納金 4,019
5. 国民年金費	9,408	43	9,451				43	4. 共済費	43	共済組合負担金
7. 地域支援事業費	67,026	△43	66,983				△43	4. 共済費	△43	共済組合負担金

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1,081,109	13,085	1,094,194	1,258			11,827			

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉総務費	101,870	4,262	106,132	2,016			2,246	4. 共済費	29	共済組合負担金
								11. 需用費	163	消耗品費
								15. 工事請負費	900	放課後児童クラブ教室改修事業
								18. 備品購入費	460	放課後児童クラブ教室用備品
								19. 負担金補助及び交付金	1,510	病児保育事業市町負担金 70 保育所等整備交付金事業費補助金 762 預かり保育事業費補助金 678
								20. 扶助費	1,200	子どもの医療費助成
2. 児童福祉施設費	473	77	550				77	19. 負担金補助及び交付金	77	小規模児童遊園地補助金
3. 児童措置費	474,182	6,600	480,782				6,600	13. 委託料	3,300	保育所運営委託料
								19. 負担金補助及び交付金	3,300	施設型給付費負担金
計	581,325	10,939	592,264	2,016			8,923			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国庫支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生総務費	73,603	1,323	74,926	1,173		80	70	4. 共済費	28	共済組合負担金
								13. 委託料	1,043	総合健康管理システム改修委託料
								20. 扶助費	236	未熟児養育医療費
								23. 償還金利息及び割引料	16	国庫支出金精算返納金 6 県支出金精算返納金 10
2. 予防費	49,157	0	49,157	1,276			△1,276		財源組替	
4. 環境衛生費	72,638	4,478	77,116	1,921		2,500	57	19. 負担金補助及び交付金	4,478	家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金
計	377,881	5,801	383,682	4,370		2,580	△1,149			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1. 農業委員会費	20,494	29	20,523				29	4. 共済費	29	共済組合負担金	
2. 農業総務費	41,447	87	41,534				87	3. 職員手当等	141	扶養手当	60
										住居手当	68
									期末手当	13	
4. 共済費									△54	共済組合負担金	
3. 農業振興費	75,955	2,418	78,373	1,858			560	19. 負担金補助及び交付金	2,418	営農再開・草勢樹勢回復等被害対策事業費補助金 2,370 中山間地域等直接支払交付金 48	
4. 特産地づくり推進費	57,146	2,772	59,918	2,282			490	19. 負担金補助及び交付金	2,772	強い農業・担い手づくり総合支援事業費補助金	
6. 畜産業費	8,684	2,300	10,984	100			2,200	19. 負担金補助及び交付金	2,300	アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業費補助金 2,100 死亡獣畜処理対策事業費補助金 200	
7. 農地費	72,465	928	73,393				928	4. 共済費	28	共済組合負担金	
								14. 使用料及び賃借料	900	重機借上料	

(款) 6. 農林水産業費 (項) 1. 農業費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	276,191	8,534	284,725	4,240			4,294			

(款) 6. 農林水産業費 (項) 2. 林業費

1. 林業総務費	21,123	130	21,253				130	3. 職員手当等	86	住居手当	77
										通勤手当	9
								4. 共済費	44	共済組合負担金	
計	144,988	130	145,118				130				

(款) 6. 農林水産業費 (項) 3. 水産業費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 水産業総務費	73,710	189	73,899				189	3. 職員手当等	116	扶養手当 33 住居手当 43 通勤手当 △12 期末手当 8 退職手当組合負担金 44
								4. 共済費	73	共済組合負担金
2. 漁港建設費	96,633	539	97,172				539	13. 委託料	539	底質試験調査委託料
計	170,343	728	171,071				728			

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

1. 商工総務費	87,304	29	87,333				29	4. 共済費	29	共済組合負担金
計	176,639	29	176,668				29			

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 土木総務費	34,160	562	34,722				562	3. 職員手当等	△110	扶養手当 △90 期末手当 △20
								4. 共済費	△4	共済組合負担金
								7. 賃金	676	事務補助賃金
計	34,160	562	34,722				562			

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

1. 道路橋梁総務費	30,564	29	30,593				29	4. 共済費	29	共済組合負担金
2. 道路維持費	230,615	670	231,285			600	70	14. 使用料及び賃借料	670	重機借上料
計	363,179	699	363,878			600	99			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

1. 住宅管理費	45,689	280	45,969				280	11. 需用費	280	光熱水費
計	58,411	280	58,691				280			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2. 事務局費	74,100	101	74,201				101	4. 共済費	101	共済組合負担金
計	75,554	101	75,655				101			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 社会教育費

1. 社会教育総務費	61,706	△15	61,691				△15	4. 共済費	△15	共済組合負担金
3. 公民館費	11,209	143	11,352				143	19. 負担金補助及び交付金	143	防火管理者講習負担金 8 地区公民館等整備事業費補助金 135
6. 図書館費	12,345	△820	11,525				△820	1. 報酬	△1,440	司書嘱託員報酬
								7. 賃金	620	図書館業務賃金
計	123,877	△692	123,185				△692			

(款) 10. 教育費 (項) 5. 保健体育費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 保健体育総務費	14,782	1,610	16,392				1,610	13. 委託料	300	聖火リレー用看板作製等委託料
								15. 工事請負費	370	国民スポーツ大会準備室配線工事
								18. 備品購入費	890	国民スポーツ大会準備室用備品
								26. 寄附金	50	2019年台風災害緊急支援寄附金
3. 学校給食費	87,129	△130	86,999				△130	4. 共済費	△130	共済組合負担金
計	145,095	1,480	146,575				1,480			

(款) 11. 災害復旧費 (項) 1. 農林水産施設災害復旧費

1. 農地等災害復旧費	48,692	17,000	65,692	16,335	500	132	33	15. 工事請負費	17,000	農地等災害復旧事業(補助・現年災)
計	49,272	17,000	66,272	16,335	500	132	33			

補正予算給与費明細書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費					共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当 年間支給率(月分)	そ の 他 の 手 当	計				
補正後	長等	3		22,164	6,313 (3.35)	6,701	35,178	4,227	39,405	
	議員	11	32,268		10,204 (3.35)		42,472	11,855	54,327	
	その他	981	83,589				83,589		83,589	
	計	995	115,857	22,164	16,517	6,701	161,239	16,082	177,321	
補正前	長等	3		22,164	6,313 (3.35)	6,701	35,178	4,227	39,405	
	議員	11	32,268		10,204 (3.35)		42,472	11,855	54,327	
	その他	981	85,399				85,399		85,399	
	計	995	117,667	22,164	16,517	6,701	163,049	16,082	179,131	
比 較	長等									
	議員									
	その他		△ 1,810				△ 1,810		△ 1,810	
	計		△ 1,810				△ 1,810		△ 1,810	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	90		330,050	256,944	586,994	114,247	701,241	
補 正 前	90		329,269	256,174	585,443	113,921	699,364	
比 較			781	770	1,551	326	1,877	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後	15,772	78,201	53,069	1,685	7,272	3,141
	補 正 前	15,808	78,009	52,928	1,578	7,272	3,104
	比 較	△ 36	192	141	107		37

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		22,768	22	387	74,627
	補 正 前		22,583	22	459	74,411
	比 較		185		△ 72	216

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	781	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	781		
職 員 手 当	770	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	770	扶養手当 △ 36 期末手当 192 勤勉手当 141 住居手当 107 通勤手当 37 時間外勤務手当 185 管理職員特別勤務手当 △ 72 退職手当組合負担金 216	

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額	
2. 災害復旧債	補正前(A)	20,784	31,681	3,400	2,315	32,766
	補正(B)			500		500
	補正後(C)	20,784	31,681	3,900	2,315	33,266
(1)農林水産	補正前(A)	6,560	7,706	900	1,160	7,446
	補正(B)			500		500
	補正後(C)	6,560	7,706	1,400	1,160	7,946
合 計	補正前(A)	4,736,244	4,798,755	290,463	438,813	4,650,405
	補正(B)			500		500
	補正後(C)	4,736,244	4,798,755	290,963	438,813	4,650,905

議案第74号

平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,412千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420,876千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 国庫支出金		0	85	85
	2. 国庫補助金	0	85	85
10. 繰入金		121,098	34,327	155,425
	1. 他会計繰入金	101,098	1,327	102,425
	2. 基金繰入金	20,000	33,000	53,000
歳入合計		1,386,464	34,412	1,420,876

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		16,388	1,413	17,801
	1. 総務管理費	10,538	1,413	11,951
2. 保険給付費		873,088	92,509	965,597
	1. 療養諸費	749,474	69,435	818,909
	2. 高額療養費	115,200	23,074	138,274
3. 国民健康保険事業費納付金		383,215	256	383,471
	1. 医療給付費分	270,971	256	271,227
9. 諸支出金		24,194	24	24,218
	1. 償還金及び還付加算金	2,644	24	2,668
10. 予備費		70,251	△59,790	10,461
	1. 予備費	70,251	△59,790	10,461
歳 出 合 計		1,386,464	34,412	1,420,876

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
4. 国庫支出金	0	85	85	
10. 繰入金	121,098	34,327	155,425	
歳入合計	1,386,464	34,412	1,420,876	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 総務費	16,388	1,413	17,801	85		1,327	1
2. 保険給付費	873,088	92,509	965,597			33,000	59,509
3. 国民健康保険事業費納付金	383,215	256	383,471				256
9. 諸支出金	24,194	24	24,218				24
10. 予備費	70,251	△59,790	10,461				△59,790
歳出合計	1,386,464	34,412	1,420,876	85		34,327	

2 歳 入

(款) 4. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
7. 国民健康保険制度関係 業務事業費補助金	0	85	85	1. 国民健康保険制度 関係業務事業費補 助金	85	国民健康保険制度関係業務事業費補助金 (10/10)
計	0	85	85			

(款) 10. 繰入金 (項) 1. 他会計繰入金

1. 一般会計繰入金	101,098	1,327	102,425	3. 事務費等繰入金	1,327	事務費等繰入金
計	101,098	1,327	102,425			

(款) 10. 繰入金 (項) 2. 基金繰入金

1. 支払準備基金繰入金	20,000	33,000	53,000	1. 支払準備基金繰入 金	33,000	国民健康保険給付費基金繰入金
計	20,000	33,000	53,000			

3 歳 出

(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	9,645	1,413	11,058	85		1,327	1	13. 委託料	1,413	電算システム改修委託料
計	10,538	1,413	11,951	85		1,327	1			

(款) 2. 保険給付費 (項) 1. 療養諸費

1. 一般被保険者療養給付費	733,348	67,073	800,421			33,000	34,073	19. 負担金補助及び交付金	67,073	一般被保険者療養給付費負担金
3. 一般被保険者療養費	6,650	2,362	9,012				2,362	19. 負担金補助及び交付金	2,362	一般被保険者療養費負担金
計	749,474	69,435	818,909			33,000	36,435			

(款) 2. 保険給付費 (項) 2. 高額療養費

1. 一般被保険者高額療養費	114,500	23,074	137,574				23,074	19. 負担金補助及び交付金	23,074	一般被保険者高額療養費負担金
計	115,200	23,074	138,274				23,074			

(款) 3. 国民健康保険事業費納付金 (項) 1. 医療給付費分

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般被保険者医療給付費分	270,273	256	270,529				256	19. 負担金補助及び交付金	256	一般被保険者医療給付費分
計	270,971	256	271,227				256			

(款) 9. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

4. 一般被保険者還付加算金	30	24	54				24	23. 償還金利子及び割引料	24	一般被保険者還付加算金
計	2,644	24	2,668				24			

(款) 10. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	70,251	△59,790	10,461				△59,790			
計	70,251	△59,790	10,461				△59,790			

議案第 75 号

平成 31 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）

平成 31 年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,351 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,331 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 県支出金		4,919	△2,351	2,568
	1. 県補助金	4,919	△2,351	2,568
歳入合計		65,682	△2,351	63,331

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 事業費		47,740	△4,508	43,232
	1. 事業費	47,740	△4,508	43,232
3. 予備費		255	2,157	2,412
	1. 予備費	255	2,157	2,412
歳出合計		65,682	△2,351	63,331

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	備考
3. 県支出金	4,919	△2,351	2,568	
歳入合計	65,682	△2,351	63,331	

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 事業費	47,740	△4,508	43,232	△2,351			△2,157
3. 予備費	255	2,157	2,412				2,157
歳出合計	65,682	△2,351	63,331	△2,351			

2 歳 入

(款) 3. 県支出金 (項) 1. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 県補助金	4,919	△2,351	2,568	1. 県補助金	△2,351	漁業集落環境整備事業費補助金 (50%)
計	4,919	△2,351	2,568			

3 歳 出

(款) 1. 事業費 (項) 1. 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 一般管理費	5,354	174	5,528				174	3. 職員手当等	160	住居手当 80 通勤手当 22 退職手当組合負担金 58
								4. 共済費	14	共済組合負担金
2. 施設管理費	14,157	20	14,177				20	12. 役務費	20	通信運搬費
3. 竹崎地区漁業集落排水施設費	28,229	△4,702	23,527	△2,351			△2,351	13. 委託料	△4,702	漁業集落排水処理施設機能保全計画策定業務委託料
計	47,740	△4,508	43,232	△2,351			△2,157			

(款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	255	2,157	2,412				2,157			
計	255	2,157	2,412				2,157			

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職 員 数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	1		2,268	1,617	3,885	624	4,509	
補 正 前	1		2,268	1,457	3,725	610	4,335	
比 較				160	160	14	174	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当
	補 正 後		487	347	80		46
	補 正 前		487	347	0		24
	比 較				80		22

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 負 担 金
	補 正 後		100	557
	補 正 前		100	499
	比 較			58

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料		給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	160	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	160	住居手当 80 通勤手当 22 退職手当組合負担金 58	

議案第 76 号

平成 3 1 年度太良町水道事業会計補正予算 (第 3 号)

第 1 条 平成 3 1 年度太良町水道事業会計補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 3 1 年度太良町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

	(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第 1 款	事 業 費	56,000千円	0千円	56,000千円
第 1 項	営 業 費 用	45,051千円	628千円	45,679千円
第 4 項	予 備 費	7,876千円	△628千円	7,248千円

第 3 条 予算第 5 条 (1) 中「16,456千円」を「16,484千円」に改める。

令和 元 年 1 2 月 6 日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

平成 31 年度 太良町水道事業会計予算実施計画書

収 益 的 収 入 及 び 支 出
支 出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	説 明
1 事業費			56,000	0	56,000	
	1 営業費用		45,051	628	45,679	
		2 配水及び給水費	16,808	628	17,436	
	4 予備費		7,876	△628	7,248	
		i 予備費	7,876	△628	7,248	
収 益 的 支 出 合 計			56,000	0	56,000	

平成 31 年度 太良町水道事業会計補正予算説明書
収益的収入及び支出

(単位:千円)

(支 出)

款・項	目	補正前額	補正額	計	節	金額	説 明
1 事業費		56,000	0	56,000			
1 営業費用		45,051	628	45,679			
	2 配水及び給水費	16,808	628	17,436			
					4 法定福利費	28	職員共済費
					11 修繕費	600	配水管等漏水修理
4 予備費		7,876	△628	7,248			
	1 予備費	7,876	△628	7,248			
					1 予備費	△628	
収益的支出合計		56,000	0	56,000			

補正予算給与費明細書

1. 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分		職 員 数		給 与 費			法 福 利 定 費	合 計	
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当			計
補正後	損益勘定支弁職員		2		7,838	6,206	14,044	2,440	16,484
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,838	6,206	14,044	2,440	16,484
補正前	損益勘定支弁職員		2		7,838	6,206	14,044	2,412	16,456
	資本勘定支弁職員								
	合 計		2		7,838	6,206	14,044	2,412	16,456
比較	損益勘定支弁職員		0		0	0	0	28	28
	資本勘定支弁職員								
	合 計		0		0	0	0	28	28

手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	通 勤 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	退 職 手 当 組 合 費	住 居 手 当	合 計
	補正後	498		3,247	86	650	1,725		6,206
	補正前	498		3,247	86	650	1,725		6,206
	比較	0		0	0	0	0		0

平成31年度 町立太良病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成31年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成31年度町立太良病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入			
		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業収益		1,156,374 千円	24,000 千円	1,180,374 千円
第1項	医業収益		946,993 千円	24,000 千円	970,993 千円
	収 入 合 計		1,259,689 千円	24,000 千円	1,283,689 千円
		支 出			
		(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	病院事業費用		1,151,291 千円	24,000 千円	1,175,291 千円
第1項	医業費用		1,124,819 千円	24,000 千円	1,148,819 千円
	支 出 合 計		1,259,689 千円	24,000 千円	1,283,689 千円

第3条 予算第7条中「142,500千円」を「166,500千円」に改める。

令和元年12月6日提出

太良町長 永 淵 孝 幸

平成31年度 町立太良病院事業会計予算実施計画書

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業収益			1,156,374	24,000	1,180,374
	1 医業収益		946,993	24,000	970,993
		1 入院収益	620,327	24,000	644,327
収益的収入合計			1,259,689	24,000	1,283,689

支出

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 病院事業費用			1,151,291	24,000	1,175,291
	1 医業費用		1,124,819	24,000	1,148,819
		2 材料費	142,500	24,000	166,500
収益的支出合計			1,259,689	24,000	1,283,689

平成31年度 町立太良病院事業会計補正予算説明書

収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業収益		1,156,374	24,000	1,180,374			
1 医業収益		946,993	24,000	970,993			
	1 入院収益	620,327	24,000	644,327	1 国保診療収益	12,000	国保
					3 後期高齢者医療 保険診療収益	10,000	後期
					4 一部負担収益	2,000	一部負担金
収益的収入合計		1,259,689	24,000	1,283,689			

(支出)

(単位：千円)

款・項	目	補正前の額	補正額	計	節	金額	説明
1 病院事業費用		1,151,291	24,000	1,175,291			
1 医業費用		1,124,819	24,000	1,148,819			
	2 材料費	142,500	24,000	166,500	2 診療材料費	24,000	診療材料
収益的支出合計		1,259,689	24,000	1,283,689			

追 加 日 程

日 程	件 名
追加日程第 1	議案上程 町長提案 議案第78号 町長の提案理由の説明
追加日程第 2	議案第78号 教育委員会教育長の任命について
追加日程第 3	意見書第4号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意書（案）の提出について

追加提出議案目録

議案第78号 教育委員会教育長の任命について

上記のとおり

令和元年12月13日

太良町長 永 淵 孝 幸

追加提出議案目録

意見書第4号 有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書(案)の提出について

上記のとおり

令和元年12月13日

太良町議会議長 坂口 久信

議案第78号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を太良町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和元年12月13日提出

太良町長 永淵孝幸

記

住 所 太良町大字多良1919番地

氏 名 松尾雅晴

生年月日 昭和25年2月2日

（提案理由）

令和元年12月23日をもって任期満了となる松尾雅晴氏を再度教育長に任命することについて同意を得たいので、この案を提出する。

意見書第4号

令和元年12月13日

太良町議会議長
坂口久信様

提出者	太良町議会議員	川下武則
賛成者	〃	山口一生
〃	〃	西田辰実
〃	〃	松崎近
〃	〃	待永るい子
〃	〃	竹下泰信
〃	〃	田川浩
〃	〃	江口孝二
〃	〃	所賀廣
〃	〃	久保繁幸

有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）の提出について

太良町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、意見書（案）を別紙のように提出する。

別紙

有明海沿岸道路の整備促進を求める意見書（案）

佐賀県鹿島市、太良町、長崎県諫早市間の有明海沿岸地域は、医療・福祉などの生活基盤の向上や観光ルートの開発、さらには産業活動を支える基本的な機能を強化するために、広域的な高速交通網の整備が必要不可欠となっています。

特に、自動車への依存度が高い当町においては、都市間を繋ぐ広域・高速交通施設である九州横断自動車道や九州佐賀国際空港までのアクセス道路から、日常生活に身近な生活道路まで、バランスのとれた交通ネットワークを整備することが重要かつ喫緊の課題となっており、地域の自立・地方創生という観点からも「広域高速交通ネットワークの形成」が強く求められています。

一方、当町にとって道路とともに重要な広域交通網である鉄道については、令和4年度の九州新幹線西九州ルート開業に伴い、隣接する肥前鹿島駅に停車する長崎本線特急列車の大幅な減便が予定されており、沿線地域住民や当町を訪れる観光客の足にも多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、幹線道路網の整備が急務となっています。

こうした中、現在、整備が進められている有明海沿岸地域の環状高速交通ネットワークにおいては、佐賀県鹿島市から長崎県諫早市までの区間が空白区間となっているため、近年、増加・激甚化する自然災害や原子力災害の事故等に備えた避難路、さらには救急医療にも対応できる「命の道」としての災害に強い道路ネットワークが弱く、広域的な交流・物流ネットワークなど平常時・災害時を問わない安定的な人の交流・物流が難しい状況にあります。

よって、これらの諸課題を解決し、地域住民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、当町を含む周辺地域の一体的な発展のため、有明海沿岸道路の整備促進について、以下のとおり強く要望します。

- 1 有明海沿岸道路（福富鹿島道路）の早急な工事着手、早期完成をお願いします。
- 2 佐賀県鹿島市から長崎県諫早市までの区間について、広域幹線道路としての位置付けを明確にするとともに、地域高規格道路・重要物流道路としての路線指定及び有明海沿岸道路や島原道路等と一体となった広域道路ネットワークの整備をお願いします。
- 3 有明海沿岸道路の整備促進、かつ長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、令和2年度道路関係予算は、要求額の満額確保をお願いします。

令和元年12月 日

佐賀県 太良町議会

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
国土交通大臣	赤羽	一嘉	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様